

諮問事件：

諮問番号：平成14年諮問第5号他6件

事件名：会計検査院が行った改善の意見表示「消費税の滞納の防止策について」(平成11年11月17日付け)の検査に係る検査計画(案)に関する文書の一部開示決定に関する件他6件

諮問日：平成14年10月 3日

答申日：平成16年 3月26日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院が行った改善の意見表示「消費税の滞納の防止策について」(平成11年11月17日付け。以下「本件意見表示」という。)に関する検査に係る行政文書に対する開示請求(以下「開示請求1」という。)及び消費税の検査に係る着眼点と方法の研究の内容、経過等を示す行政文書に対する開示請求(以下「開示請求2」という。)につき、開示請求2に係る行政文書として、諮問庁が平成5年度以降に行われた研究に関して作成された文書のみを特定したことは妥当である。

また、開示請求1及び開示請求2に係る行政文書として諮問庁が特定した以下に掲げる(1)～(7)の文書のうち、(1)、(3)、(4)及び(7)の文書については、諮問庁が開示していない部分のうち、別表に掲げる部分を開示することが妥当である。

- (1) 検査計画に関する文書(開示請求1関係。平成14年諮問第5号)
- (2) 中間報告に関する文書(同上。平成14年諮問第6号)
- (3) 検査報告提案審議に関する文書(同上。平成14年諮問第7号)
- (4) 専門実習研修に係る研修実施記録表(開示請求2関係。平成14年諮問第8号)
- (5) 専門実習研修テキスト「消費税研修(指摘事例集)」(同上。平成14年諮問第9号)
- (6) ゼミナール研修レポート(消費税関係)(同上。平成14年諮問第10号)
- (7) ゼミナール研修テキスト(参考資料編)のうち「消費税の検査に係る着眼点と検査手法」に関する部分(同上。平成14年諮問第11号)

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第3条に基づく開示請求1及び開示請求2に対し、平成14年8月5日付け140普第214号(ただし、平成14年10月25日付け140普第290号による変更後のもの)、同第215号、同第216号、同第217号、同第218号、同第219号(ただし、平成14年10月25日付け140普第289号による訂正後のもの)及び同第220号をもって会計検査院事務総長が行った一部開示決定等のうち不開示とされた部分の取消しを求めるとともに、開示請求2に係る一部開示決定等については、対象となる行政文書の範囲を見直して新たな開示決定等を行うことを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載並びに審査請求人の行った意見陳述の内容によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 対象文書の特定について

諮問庁は、開示請求2に係る対象文書である前記第1(4)～(7)の各文書について、平成5年度以降のものに限定して特定している。しかし、本件開示請求においてこのような限定を行ったことはなく、5年度より前に消費税の検査に係る「着眼点と方法の研究」が開始され、その文書が保存されているのであれば、これらについても本件対象文書として特定されるべきである。

そこで、本件審査に当たり、処分庁が対象文書を恣意的に特定していたことを確認し、速やかにこの部分については是正するよう答申されたい。

(2) 諮問庁による不開示文書の概要の説明について

審査請求人は、本件開示決定等に対し具体的に意見を述べるため、意見書において不開示文書の概要を明らかにするよう要請したが、諮問庁は一切応答していない。

諮問庁が不開示情報を明らかにしない限度で記載内容の特定に努めることは審査請求人に具体的に意見を述べる機会を保障するために必要不可欠であり、諮問庁は、不開示文書の具体的な全体像を示すべきである。

(3) 会計検査院の法的地位と開示の必要性

会計検査院は立法及び司法にも属さず、内閣からも独立した純然たる外部監査機関であり、他の権力機関にない「検査」に係る機関である。それゆえ、会計検査院には、法が求める限界に近い最高度の情報公開が要請される。

国会や最高裁判所では、議事録や判決のほか、立法前の討論内容が入手可能となっていたり、判決に対する反対意見が開示されたりしている。

会計検査院においても、3人の検査官については、「その意に反して官を失うことがない」とされているなど法律で身分が保障されている以上、処理が終結した事案に係る情報について、もっと大胆かつ柔軟に国民に開示し、国民による「検査」ともいうべき審判、判断を仰ぐ姿勢を示すべきである。

なぜなら、会計検査院の決算検査報告、意見表示等は、国に関する会計検査の最終判断の表明であり、事後に主権者である国民の最終評価を真摯に仰ぐ姿勢が求められるからである。

すなわち、会計検査院が負っている職責の源は、他の権力機関と同様、主権者である国民の負託、支持にあると考えるべきであり、これが、会計検査院について憲法第90条に特別な規定が置かれた趣旨であろう。

(4) 会計検査院の不開示姿勢への具体的批判と開示の必要性

ア 慎重かつ周到な審理・判断過程は維持されているか

会計検査院は、本件意見表示において、「消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税である」という見解を明示し、これを基礎にして本件意見表示を行った。

そして、会計検査院は、当該見解が一般的なものであるがゆえに、その根拠となる資料等を収集しなかったと弁明し、どの過程においても当該資料等は全く存在しないとしている。

しかし、本件意見表示に関する検査過程又は審理・判断過程において、当該見解を会計検査院として外部に表明するために初めて文書化したのだとすれば、その形成過程に協議の経過を示す文書が存在するはずである。

また、仮に、会計検査院の弁明が本当だとすると、「慎重かつ周到な審理・判断過程」は、名ばかりのものであることとなる。

すなわち、「消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税である」という見解の根拠となる文書の不存在又は「慎重かつ周到な審理・判断過程」のいずれかが真実であれば、会計検査院は他方の弁明において意図的に虚偽の答弁を行っている可能性が高い。

したがって、本件対象文書のうち、検査に係る行政文書については、前記(3)のように、可能な限り開示する高度の必要性があり、仮に、虚偽の弁明があるとすれば、開示の公益的必要性は一層高いものと判断されなければならない。

イ 不開示理由の具体的検討

(ア) 本件意見表示に関する文書について

検査事務の適正な遂行

諮問庁は、審査請求人が前記アの資料等の不存在と本件審査請求の関連性について主張したことに対し、本件開示請求の争点とは直接関係のない主張又は会計検査院に対する的外れな非難であるにすぎないと反論している。

しかし、外部に向かって公表されている意見表示等が、法令の根拠を欠く違法ないし不適正なものであれば、その基盤となった当該検査事務は、法第5条第6号が前提とする「適正な遂行」であったとはいえない。そして、当該検査事務に係る行政文書は、当然に不開示の法的保護を受けないものであるか、少なくとも、違法性・不適正性が高まるに従って、法的保護が薄くなる関係にある。

このように解することは、法第1条が目的とする「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」趣旨に合致する。違法あるいは違法性の高い行政行為についての行政文書は最大限開示され、「国民主権の理念にのっとり」「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ために、国民に提供されなければ、法第1条の目的は、絵に書いたもちに成り下がる。

よって、本件意見表示等に対する評価は、本件審査請求において、法第5条第6号に規定する「当該事務」「の適正な遂行」であるかどうかの判断に関し、決定的に重要な意味を持つものである。

そこで、本件意見表示について検討すると、検査の基礎的な認識として必須な消費税の性格についての認識が、税法等の法規に全く依拠せず、世上の比喩の類に根拠を置くという重大な誤りを犯しており、このような認識を前提とした意見表示等は、出発点とはもかく社会に公表された結果からみて「適正な遂行」でないことは明らかである。

すなわち、本件意見表示は、消費税には税法上預り金的性格は全くないにもかかわらず、「消費税は消費者からの預り金的性格を有する税である」との消費税の性格に対する税法上の検討を全く欠いた無定見、無理解が前提となっている。

そして、会計検査院の意見表示を契機として国税庁をはじめその影響を受けた各団体等からその無定見、無理解な認識が一層流布され、税法上の吟味をしたことのない人々に誤った認識を植え付けている。

また、本件意見表示では、会計検査院が国税庁に対して実施を求める消費税の滞納防止策の一つとして、国の機関や地方公共団体に対し、入札参加者の資格審査の際に消費税の納税証明書の添付を求めるよう協力要請することが挙げられている。

しかし、会計検査院も本件意見表示において認めているように、現に地方公共団体が納税証明書の添付を求めているのは、あくまでも、入札に参加しようとする事業者の経営状況を把握するためのものであるが、他方、消費税の滞納防止策として行う納税証明書の添付の協力要請は、その本来の目的を逸脱した裁量権の濫用を推進するものである。

そして、この措置をとるよう国税庁が協力要請することの税務行政上の是非についての検討が行われたかどうかについては、本件意見表示からは全くうかがうことができず、当然のことと無頓着に是認しているように見える。

よって、本件検査事務は、法第5条第6号柱書きの「適正な遂行」に当たらず、本件開示請求に係る行政文書は法第5条第6号の保護は受け得ない、若しくは少なくともその法的保護は極めて弱いものとなる。

最終的な審理・判断の過程を経ていない検査結果等（未成熟情報）の非公表

前記第1(1)～(3)の各文書は、いずれも平成10年度決算検査報告に係るもので、既に国会に報告された意見表示に係るものである。したがって、検査等に対する審理・判断は完了しており、これら対象文書は、開示されても新たな検査業務には何ら影響のないものばかりである。

会計検査院は、同院内部で定めた審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経ていない検査の結果等は、いずれの段階におけるものであっても意思形成過程における未成熟な情報であるとして、これらの情報をすべて非公表としている。

しかし、このような情報が開示され外部に公表されても、最終的な審理・判断過程を経ていない情報である旨が明示されれば、

これにより混乱が発生することはなく、かえって国民の関心が高まり、正式な指摘事項等の公表の価値が増加する。また、これにより、国民の支持を得ることは様々なケースで実証されているものである。

さらに、これらの情報の中に、精度不十分な情報、記述方法・内容において不適切な情報が含まれている場合には、部分開示の手法を限定的に活用し手当てすることが可能である。

また、不公表が前提とされている受検庁（会計検査院の検査を受ける国の機関等をいう。）との討議過程、討議内容に関する情報、具体的な検査の着眼点、検査手法等検査上の秘密に属する情報等については、まさに個別具体的な対応を選択すべきである。

検査過程及び審理・判断過程それ自体の不公表

本件意見表示は、消費税の滞納防止策について改善を目指したものであり、不正の暴露や会計処理の誤りの指摘を企図したものではないのであるから、会計検査院が行う一般的な検査等を前提とした抽象的な不公表・不開示の論理は空回りしている。

会計検査院は、検査過程及び審理・判断過程の不公表のみが厳正な検査及び公正・慎重な審理・判断に基づく検査結果の公表の制度的担保となっているとかたくなに狭く思い込んでいるふしがある。しかし、外部の不当な圧力や干渉等があった場合には、その事実を決算検査報告に掲記すれば、そのような圧力・干渉は止むに違いない。

検査過程及び審理・判断過程それ自体の不公表については、前記の未成熟情報の場合と同様に杞憂ないし時代錯誤的である。

必要かつ十分な資料の収集・整備を図る要があることと開示の適否とは直接の因果関係はなく、仮に開示されることを理由に受検庁が協力を拒んだならば、そのこと自体を決算検査報告に掲記すれば足りる。

また、受検庁との間で率直な意見交換を行う要があることと開示の適否との関係についても同様であり、会計検査院が法の対象官庁であることは公知の事実であるから、意見交換に際し、あらかじめ開示に関する意見を聴取しておくなどの工夫をしたり、一部を不開示としたりすることで手当てすべきである。

さらに、検査結果等に対する公正・慎重な審理・判断の実質的な確保の必要性については、まさに、本件対象文書の開示により、

審理・判断過程における多角的な視点からの充実した議論、率直な意見交換等の具体的事実が国民の前に明らかにされることによって、法の目的が達成されること、すなわち、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」が達成されることを願っている。

検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いの趣旨

前記を踏まえると、情報の秘匿をもって厳正な検査、公正・慎重な審理・判断過程の確保の制度的な担保とする考えは時代錯誤であり、会計検査院が主張する検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いの趣旨が当を得ていないことは明らかである。

検査官会議の議事の内容等に関する情報の不公表

会計検査院の審査基準において、既に検査、判断が終了したもののについても一律に不開示としなければならないとされていること自体を問題とすべきである。

会計検査院は、高度な最高判断機関であればこそ、何らかの形でその意思形成の具体的な内容を国民の前に明らかにすることによりその権限行使が公正で民主的であることを担保すべきである。

(イ) 研修に関する文書について

前記第1(4)～(7)の各文書は、会計検査院が行った消費税の検査に関する「着眼点と方法の研究」の内容、経過等を示す文書として特定されたものである。このような研究に係る情報は、基礎的な情報であるがゆえに一般に可能な限り開示されるべきである。

不開示とする場合もできるだけ限定的に行い、やむを得ない部分については部分開示で対処すべきである。

ウ 部分開示について

諮問庁は、前記第1(1)～(3)の対象文書について、検査の一過程で把握した特定の検査事項の検査結果に関する「独立一体的な情報」ないし「ひとまとまりの情報」であって、全体として法第5条第5号、第6号柱書き又は同号イに該当する不開示情報であるとしている。そして、このような情報については、特に明文の規定のない限り、情報公開の実施機関としては、更に細分化して開示すべき法的義務を負わないものであるとしている。

この考え方は、法の施行前である13年3月27日に大阪府公文書

公開条例に係る事案について出された最高裁判所判決の考え方を基にした法第6条第2項の反対解釈によるものであるが、この判決については、法が施行された現在、その今日的意義が疑問視されている。また、内閣府情報公開審査会の「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件」に係る答申(平成14年度(行情)答申第123号)では、諮問庁と同様な主張は退けられている。

以上のことから、諮問庁が本件対象文書の多くについて「独立した一体的な情報」ととらえて部分開示を行っていないことは適切でない。

エ 公益開示について

開示請求1に関する文書は、会計検査院が違法ないし不適正な意見表示等を行った基礎的文書であるから、その多くは、法第7条に規定する公益上の理由による裁量開示の要件である「公益上特に必要があると認めるとき」に該当するものと考えられる。

すなわち、税法等に依拠しない本件意見表示がどのように形成されたのか、検査の基礎資料が示す真実の検査内容は何なのか、このような違法ないし不適正な意見表示等を回避できない組織体制の欠陥は何かなど、会計検査院に自浄作用が働かない段階では、外部から同院の検査事務の不適正な遂行実態を確定し、その改善を促すことに特別な公益上の必要性、理由が存在することは明白である。

したがって、会計検査院は、法第7条に規定する公益上の理由による裁量開示の可能性がないか検討すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 対象文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求に係る開示請求書の記載に対象期間を平成5年度以降と限定する文言は存在しないのであるから、消費税の検査につき着眼点と方法を研究した文書であって4年度以前のものが存在するのであれば、それも本件開示請求の対象文書に含まれることは当然であるとしている。そして、処分庁による前記第1(4)～(7)の対象文書の特定は、恣意的に限定されたもの又はその特定を誤ったものであると主張している。

しかし、本件開示請求書の客観的な記載内容に照らして検討すると、4年度以前に行われた、消費税の検査に関する「着眼点と方法」の「研究」に係る文書についても当該開示請求の対象に含まれるとする趣旨を読み取ることは困難であったものと認められる。

したがって、処分庁による対象文書の特定が恣意的に限定されたもの又はその特定を誤ったものであるとする審査請求人の主張は適切なものでは

ないが、前記の審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁において調査したところ、消費税の検査に関する着眼点と方法の研究に係る文書であって、4年度以前に作成されたものとして、4年度の研修実施記録表（1件）の存在が確認された（なお、5年度以降の研修実施記録表は、前記第1（4）の対象文書として特定されている。）。

よって、当該文書については、審査会における調査審議の促進に資するよう、追加意見書の添付資料として提出する。

2 会計検査院における主要な不開示情報

会計検査院では、憲法上の独立機関であり、国等の会計検査を担当する専門機関である同院の地位及び権限の特殊性ないしその実施する検査活動の特殊性を踏まえ、検査過程及び審理・判断過程における情報については法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当すると判断している。この不開示情報該当性に関する判断理由の詳細は、次のとおりである。

(1) 会計検査院における検査及び検査の結果等の公表の方法

ア 検査の結果等に対する審理・判断

(ア) 検査の結果等に対する審理・判断過程

会計検査院では、同院が実施した検査の結果等を決算検査報告に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、これが予算編成、各種の政策、法律又は事業の改廃・変更等多方面に及ぼす影響の大きさ等にかんがみ、その取扱いには慎重の上にも慎重を期することとしており、同院内部に検査の結果等に対する周到かつ慎重な審理・判断過程を設けている。そして、同院では、その実施する検査の過程又は検査の結果等に対する審理・判断過程については不公表としている。

これは、会計検査院が外部の不当な圧力・干渉等を排除した中立的立場から公正・慎重な審理・判断を尽くす必要があること、また、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施を確保する必要があることに基づくものである。

(イ) 慎重かつ周到な審理・判断過程

会計検査院が実施した検査の結果等を決算検査報告に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに至るまでの同院内部における審理・判断過程は次のとおりであり、この審理・判断過程は、「検査報告等に関する事務処理要領」（昭和53年会計検査院事務総長制定。以下「要領」という。）等により定められているものである。

事務総局各局の検査担当課の課長は、決算検査報告に掲記すべ

き事態又は意見表示若しくは処置要求を行うべき事態があると判断したときは、検査報告事項案、意見表示案又は処置要求案（以下、これらを「検査報告事項案等」という。）を作成し、基礎資料（検査の過程において会計検査院が受検庁等から収集し、又は作成した各種の検査資料のうち当該検査報告事項案等の作成の基礎として使用した資料をいう。以下同じ。）及び説明資料（説明資料・別冊（照会、回答）を含む。）とともに各局に置かれる検査報告委員会（以下「局委員会」という。）に提出する。

局委員会（第1読会から第3読会まで）において上記検査報告事項案等について審議する。

局委員会第3読会において可決された検査報告事項案等を、官房に置かれる検査報告調整委員会（以下「調整委員会」という。）に提出する。

調整委員会において上記の案について審議する。

調整委員会の審議を経た検査報告事項案等を事務総長（以下「総長」という。）に提出する。

総長が上記の案について審議する（以下、この審議を「総長審議」という。）。

総長が当該検査報告事項案等を検査官会議に提出する議案として決定した場合は、これを検査官会議に提出する。

検査官会議（第1読会から第3読会まで）において上記の案について審理・判断を行い、最終的に議決する。

そして、会計検査院では、上記審理・判断過程の各段階において、同院の実施した検査の結果等のうち、どの事項を、どのような範囲において、どのような観点、記述方法等により決算検査報告に掲記し、公表するかなどについて、多角的な視点から慎重な審理・検討を重ねることとしている。

このように、会計検査院の検査の結果等は、同院内部に定められた周到かつ慎重な審理・判断過程における十分な審理・検討を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみが各年度の決算検査報告に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表される。

イ 検査過程及び審理・判断過程の非公表

会計検査院では、その実施した検査の結果等を決算検査報告に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、前記アのとおり慎重の上にも慎重を期することとしているが、検査の過程及び

検査の結果等に対する審理・判断過程について、更に次のような取扱いをすることとしている。

(7) 最終的な審理・判断の過程を経ていない検査の結果等の不公表

会計検査院では、同院内部で定めた審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等については、次のような理由から、当該検査過程又は当該検査の結果等に対する審理・判断過程が終了しているかどうかにかかわらず一切不公表としている。

会計検査院法（昭和22年法律第73号）は、同院の意思決定機関である検査官会議に検査執行機関である事務総局に対する指揮監督権限を与えるとともに、同院がその検査の結果等を決算検査報告に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するにはこの検査官会議の最終的な議決を経なければならないとしている。したがって、最終的な審理・判断過程を経ていない検査の結果等が外部に公表されるとすれば、その趣旨に沿わない結果となる。

また、同院内部に周到かつ慎重な審理・判断過程を定めるとともに、この審理・判断過程における慎重かつ十分な審理・検討を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを決算検査報告に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしていることの手続的な意味を失うこととなる。

会計検査院が内部で定めている審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報はいずれの段階におけるものであっても、同院の意思決定過程における未成熟な情報である。

そして、このような情報の中には、精度不十分な情報又はその記述方法において不適切な情報が含まれている場合があるほか、不公表が前提とされている受検庁との討議の過程ないし討議の内容に関する情報、また、具体的な検査の着眼点、検査手法等検査上の秘密に属する情報等が含まれている。

(1) 検査過程及び審理・判断過程それ自体の不公表

会計検査院では、さらに、同院が実施する検査の過程及び検査の結果等に対する審理・判断過程それ自体についても、以下の理由により、当該検査又は当該検査の結果等に対する審理・判断が終了しているかどうかにかかわらず、一切不公表としている。

会計検査院には、憲法上の独立機関として、外部の不当な圧力

・干渉を一切排除した公正・中立な立場から厳正な検査を実施するとともに、その検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を行うことが要請されている。

検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断過程において、事実関係を正確に把握し、当該事態に対する適切な評価を行い、事態の真の改善を図るためには、必要かつ十分な資料の収集・整備を図る必要があるとともに、受検庁との間で率直な意見交換を行う必要がある。

検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を実質的に確保するためには、当該審理・判断過程における多角的な視点からの充実した議論ないし率直な意見交換等を実質的に保障する必要がある。

(ウ) 検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いの趣旨

前記(ア)及び(イ)の取扱いは、会計検査院において従来から審理・判断過程と表裏一体をなすものとされてきたものである。

また、このような取扱いは、公正・慎重な審理・判断の確保を一層実質的なものとするを目的とするものであり、憲法上の機関であり、国等の会計検査を担当する専門機関である会計検査院が、その目的達成のために必要かつ適切と認めたものである。

そして、このような取扱いは、外部の不当な圧力・干渉等を排除した中立的な立場からの厳正な検査並びに公正・慎重な審理・判断に基づく検査の結果等の決算検査報告への掲記及び正式な指摘事項等としての公表のための制度的な担保となっている。

(2) 会計検査院が実施する会計検査

ア 受検庁との信頼関係・協力関係について

会計検査は、現行制度上、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁とが、検査する者と検査を受ける者としての緊張関係を保つ一方で、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で、率直な意見の交換、検査資料の円滑な提出等及びこれらを踏まえた真剣かつ真摯な討議が行われることが必要であり、重要である。なぜなら、会計検査の目的は、会計検査院が常時会計検査を実施して会計経理を監督し、

その適正を期し、かつ是正を図ることにあるが、これを適切かつ効果的に達成していくためには、検査過程における相互の率直な意見交換や検査資料の円滑な提出等を踏まえた真剣かつ真摯な討議の過程を通じ、受検庁との間における事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

イ 検査過程又は審理・判断過程における情報の内容・性質

(ア) 不公表の前提に対する受検庁の信頼

一般に、検査過程又は審理・判断過程における情報には、検査の結果等に関する詳細で具体的な情報が含まれるものであり、これらは、当該検査の終了時期のいかんにかかわらず、これをそのままの形で決算検査報告に掲記し、公表することが不適当な情報である場合が少なくない。実際、前記第1(1)～(3)の対象文書に含まれる検査報告提案審議に関する書類のうちの説明資料、基礎資料には、多数の納税者の所得、滞納状況等に関する情報が含まれている。

そして、一般に、受検庁では、会計検査院における検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱い(すなわち、検査過程で作成・提出した特別調書その他の検査資料、検査過程における討議内容等がそのままの形で公表されることはないこと)に信頼を置いている。そして、これを前提として検査に協力し、また、相互の率直な意見交換、検査資料の円滑な提出等及びこれらを踏まえた会計検査院との真剣かつ真摯な討議を行っているのである。

(イ) 情報の未成熟性

また、一般に、検査過程又は審理・判断過程における情報は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、精度不十分な情報が含まれている場合があるほか、必ずしも適切でない記述等も含まれている。これは、検査過程又は審理・判断過程における情報は、慎重かつ周到な審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たものではないからである(なお、中間報告、質問文書等に記載された検査の結果等に関する情報は、受検庁による公式の確認、率直な意見の表明等が反映されたものですらない。)

そして、実際上も、検査過程又は審理・判断過程における情報については、その後の検査過程又は審理・判断過程において大幅な修正・補充ないし削除が行われ又は全面的に改案される場合も少なくない。

したがって、検査過程又は審理・判断過程における情報は、後日の検査過程又は審理・判断過程における大幅な改案等が予定されている一種の素案ともいうべきものであり、大幅に改案される蓋然性の高い未成熟な情報である。

(ウ) 情報の外部秘匿性

さらに、一般に、検査とは、その性質上一定の秘密性ないし密行性を有するものであるところ、ある検査事項の検査に当たり、どのような検査実施計画の下に、どのような種類・内容の検査資料（特別調書その他実地検査収集資料等）をどのように収集・整備したのかということは、それ自体、会計検査院独自の検査手法ないし検査ノウハウとして外部には秘匿され、同院内部に蓄積されるべきものである。

ウ 受検庁による会計検査対応

一般に会計検査院と受検庁との間では、両者の立場の相違等により、検査の実施、検査の結果等を巡る両者の見解が対立することも少なくない。

また、前記アのとおり、会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、検査の結果等を決算検査報告に掲記し、公表することは、受検庁に対する社会的非難を招来するなど大きな影響を及ぼすものであることから、会計検査院が検査の結果等を公表するまでの過程では、当該検査の結果等が公表されることを極力回避しようとする受検庁により、不適切な会計検査対応が行われる場合がある。

さらに、一般に、検査過程では、会計検査院に關係資料を提出した場合には、これが公にされるおそれがあるなどとして、受検庁においてその提出を躊躇し又はこれに難色を示す場合も少なくない。

エ 会計検査院に対する圧力・干渉

もともと会計検査院法は、会計検査院に対し様々な外部の圧力・干渉等が加えられるおそれがあることを前提として立法されているものであり、換言すれば、同院に対する外部の圧力・干渉等は、同法の立法事実であるというべきである。

オ 検査過程又は審理・判断過程における情報が開示された場合の支障

前記ウ及びエのような事実を踏まえれば、前記第1(1)～(3)の対象文書が開示された場合には、次のような支障を及ぼすおそれがある。

(ア) 受検庁との信頼関係・協力関係を損ねるなどのおそれ

前記第1(1)～(3)の対象文書が開示された場合には、受検庁一般に、検査過程又は審理・判断過程において作成又は取得された文書に記載された情報は一般に開示されるもの（又はその蓋然性が高いもの）であると受け止められることとなるが、これらの情報は、その性質上、一般に受検庁においてその公表に差し支えがあるとするものである。したがって、その開示は、会計検査院における検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ねることとなり、現在又は将来における会計検査院と受検庁一般との信頼関係・協力関係を損ねるおそれがある。

そして、この場合には、検査過程及び審理・判断過程の不公表を前提とし、これを信頼して行われている受検庁との間の率直な意見交換、各種の検査資料の円滑な提出等に支障を来すおそれがある。

また、これらに基づく検査計画、中間報告、質問文書、検査報告提案審議資料等の作成、質問文書の発遣、回答文書の受領等にも支障を及ぼし、もって会計検査院による検査の適正な実施及び公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 不適切な会計検査対応の口実を与えるおそれ

前記第1(1)～(3)の対象文書が開示された場合には、受検庁一般に、検査過程又は審理・判断過程において作成又は取得された情報は一般的に開示されるもの（又はその蓋然性が高いもの）であると受け止められることとなるが、これらの情報は、その性質上、一般に受検庁においてその公表に差し支えがあるとするものである。したがって、その開示は、これらの情報が一般的に開示される蓋然性が生じたことを理由ないし口実として不適切な会計検査対応が行われるおそれを生じさせ、もって検査の適正な実施又は検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある。

そして、このような不適切な会計検査対応の理由ないし口実を与えるおそれは、会計検査院の検査の結果等が重大であり、受検庁において問題の所在が表面化すること自体を回避しようとするような事態であればあるほど現実的かつ具体的なものとなることについては、前記ウ及びエのような事実及び会計検査における経験則に照らして明らかである。

3 不開示情報該当性

(1) 検査計画に関する文書について

ア 検査計画に関する文書の内容・性質

(ア) 検査計画の概要及び審議の手続

検査計画は、各検査年次（各年11月から翌年10月まで）の検査実施計画であり、各検査担当課ごとに策定されるものである。各局の検査担当課では、会計検査院全体の基本的な検査の指針である「会計検査の基本方針」を踏まえ、検査対象や事業実績、これまでの検査実績を考慮した上で重要項目を設定し、それに対する検査の着眼点や方法、検査勢力の配分等を具体的かつ詳細に検討した検査計画（案）を作成することとされている。

検査担当課で作成された検査計画（案）は、各局長等の審議及び総長の審議を経て検査官会議に提出される。そして、検査官会議において当該検査計画（案）が了承された場合には、各検査担当課では、基本的に当該検査計画に従って検査を実施することとなる。

(イ) 検査計画（案）及び説明資料について

検査計画（案）には検査上の重要項目及び当該項目の検査に投入する勢力配分（検査予定人日数等）等が記載されており、説明資料には、検査計画（案）に記載された重要項目ごとにその選定理由、検査の着眼点、検査方法等が記載されている。

(ウ) 検査官会議議事録について

本件検査官会議議事録は、当該検査計画（案）に係る検査官会議の議事を記録したものである。

イ 不開示情報該当性

(ア) 検査計画（案）及び説明資料について

検査計画（案）及び説明資料は、前記ア(ア)のとおり、検査官会議において了承を得るための案として策定されたものである。

したがって、法第5条第5号前段に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報に該当する。

また、これらの文書は、11年次の検査に関する計画を記載したものであり、同年次の検査は終了している。しかし、検査計画では、単年次で結論が出ない事態が継続的に取り上げられていたり、同一の検査項目が予算規模、事業の重要性等を踏まえ長期間にわたり取り上げられていたりしており、各年次の検査計画は、その内容において類似していることも少なくない。このため、検査計画（案）及び説明資料に記載されている情報は、11年次において検査を実施し又は検査を予定していた検査事項、その実施等に関する情報であ

るとともに、現在及び将来における検査事項等を推測することが可能な情報である。

したがって、このような検査計画(案)及び説明資料が開示され、公表されることとされた場合には、次のような支障を生じるおそれがある。

会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査官会議における検査計画の策定ないし厳正な検査の実施に関する各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間の自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局との相互間における自由で率直な質疑応答に支障を生じさせるおそれがある。また、事務総局における検査計画の策定等に関する審議、検討に支障を生じさせ、検査計画の策定ないし厳正な検査の実施に関する中立的立場からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

このようなおそれは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(法第5条第5号)に該当する。

当該検査計画(案)に記載された具体的な検査事項、検査内容に関する情報が開示され、外部に公表されることとされた場合には、当該検査の実施に関する情報が当該検査項目に関する会計検査院の最終的な判断であるかのように誤解されるおそれがある。

このようなおそれは、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(法第5条第5号)に該当する。

さらに、特定の事項又は特定の者が会計検査院の検査の対象とされているという事実を広く国民一般に告知する結果となるばかりでなく、受検庁及びその関係者に対し、具体的な検査事項、検査内容等を教示する結果となるから、いわゆる検査対策を講じられるなどして厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

このようなおそれは、「公にすることにより」、「特定の者」に「不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」(法第5条第5号)に該当する。また、「公にすることにより」、会計検査院の「検査」の「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同条第6号イ)又は「その

他事務」の「性質上」「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(同条第6号柱書き)に該当する。

以上のことから、検査計画(案)及び説明資料は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(1) 検査官会議議事録について

本件検査官会議議事録は、11年次検査計画(案)の検査官会議における審議の際に行われた各検査官の意見開陳、検査官相互間における討議の内容又は検査官と事務総局との質疑応答部分について記録したものである。

そして、このような検査官会議における議事の内容が開示され、公表されることとされた場合には、次のような支障を生じるおそれがある。

外部の圧力・干渉等を招来するなどして、各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間における自由で率直な討議又は検査官と事務総局との間の自由で率直な質疑応答を通じ、検査官会議における中立的立場からの公正・慎重な審理・判断を確保することに支障を生じ、その意思決定の中立・公正を不当に損ねるおそれがある。

このようなおそれは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(法第5条第5号)に該当する。

開示され、公表された情報が、会計検査院の公式見解であるかのように国民一般に受け取られるおそれがある。

このようなおそれは、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(法第5条第5号)に該当する。

開示されることにより当該意見開陳、討議又は質疑応答の対象である検査計画(案)の内容が開示される結果となる場合には、前述のとおり、それぞれ各対象事項に関する厳正な検査の実施に支障を生じるおそれがある。

このようなおそれが法第5条第5号及び第6号に規定するおそれに該当することは前記(ア)のとおりである。

以上のことから、本件検査官会議議事録は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当するものである。

(2) 中間報告に関する文書について

ア 中間報告に関する文書の内容・性質

(ア) 中間報告の概要

検査担当課では、検査計画に基づき実地検査等を実施するが、これらの検査を実施する過程では、検査の結果等が具体化するに伴い、検査の実施当初において予想していなかった事態が生じるなどして、検査の方針の変更を行う必要が生じることがある。また、指摘の対象が広範囲にわたる案件、論点を単純化し難い案件、従来、同様の指摘態様がなく、処理方針が定めにくい案件等については、検査の結果等の取りまとめに当たって、事前に局長等上層部の指示を仰いだり、検査官会議に検査の状況を説明し、その意見を聴取したりしておくことがその後の検査の実施に当たって非常に重要な場合がある。

このようなことから、会計検査院では、検査の実施過程において検査の状況(中間的な検査の結果)を検査官会議等へ報告している。

(イ) 中間報告の方法等

検査担当課は、それまでに実施した検査の状況を中間報告案として取りまとめ、これを所属する局の局長及び担当審議官に報告する。そして、局長等は、当該報告に記載された検査の状況の中から検査官会議の指揮監督を受ける要のある案件を選定し、上記の報告案に所要の修正を行うなどした上で、当該局の報告事項を取りまとめ、これを総長に提出する。

総長に対する報告の際には、総長、事務総局次長等が出席し、案件の内容、その後の方針等について検討を行った上、当該報告案に所要の修正を行い、検査官会議に対し報告する事項を取りまとめる。

そして、検査官会議においては、その後の検査の実施に当たっての方針等が示され、各局の検査担当課はその方針に基づいてその後の検査を効果的・効率的に実施できることとなる。

(ウ) 中間報告に関する文書の内容・性質

中間報告に関する文書は、前記(イ)の報告に供された文書であり、それぞれ、総長に報告の結果所要の修正を経て検査官会議へ報告された文書、第1局長に報告の結果所要の修正を経て総長に報告された文書及び第1局租税検査第1課、同第2課及び同第3課(以下「租税検査各課」という。)で作成され、第1局長に報告された文書である(以下、これらの文書を「中間報告文書」という。)

中間報告文書は、租税検査各課がそれまでに実施した具体的な検査の内容、検査の結果等に関する情報が記載されているものであり、

また、租税検査各課における一定の検査手法についても読み取ることが可能なものとなっている。

このうち、検査官会議報告分及び総長報告分には、起案等を担当した担当者、租税検査各課の課長等の決裁印が押印された決裁用紙が添付されている。

また、検査官会議議事録は、中間報告に係る検査官会議の議事を記録したものである。

イ 不開示情報該当性

(ア) 中間報告文書について

中間報告文書は、検査官会議等に報告する具体的な検査事項、検査内容等に関する情報が記載された文書を主たる内容とするものである。

そして、中間報告文書は、前記アのとおり、検査官会議等に対する報告を目的として作成されたものであるから、法第5条第5号前段に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報に該当するものである。

また、中間報告文書に記載されている情報は、検査過程における具体的な検査事項、検査内容等に関する情報である。

これらは、事実関係の把握も十分でない段階の情報であり、当該報告後も検査及び資料収集を続け、更に、検査の結果等を具体的に提示する質問文書の発遣等による会計検査院と受検庁との間の討議により、その検査の結果を補完することが予定されているものであり、精度不十分な情報である。

前記2(1)ア(イ)のとおり、会計検査院では、同院内に周到かつ慎重な審理・判断過程を定めており、当該情報は、この所定の審議における十分な審理・検討を経ていない未成熟な情報である。

さらに、本件対象文書は、11年次の検査に係る報告であり、同年次の検査は既に終了しているが、中間報告には、一般的に、検査過程における具体的な検査の着眼点、検査上の秘密に属する情報等が含まれていることが少なくなく、これらは、将来同種の事態が発生した場合において、検査手法等を推測することが可能なものである。

したがって、このような中間報告文書のうち具体的な検査事項、検査内容等に関する情報が記載された部分が開示され、公表されることとされた場合には、前記(1)イ(ア)と同様の支障が生じるおそれ

がある。

以上のことから、中間報告文書に記載されている情報は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(イ) 決裁用紙について

中間報告文書のうち検査官会議報告分及び総長報告分には、起案等を担当した担当者、租税検査各課の課長等の決裁印が押印されている決裁用紙が添付されている。

この決裁用紙に記載されている情報のうち担当者欄に記載されている情報は、起案等を担当した会計検査院職員の印影であるから、法第5条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

そして、会計検査院職員のうち、主任の氏名については、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないものである。

したがって、決裁用紙に押印されている主任の印影は、法第5条第1号本文の規定により不開示情報となるものである。

また、決裁用紙に記載されている情報のうち担当調査官欄に記載されている情報は、特定事項の検査を担当した会計検査院職員の印影であり、当該職員を特定することができる情報であるから、これらの情報が開示された場合には、特定の検査事項に関し、その検査担当者に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、決裁用紙の担当調査官欄に記載されている情報は、法第5条第6号柱書き及び同号イに該当し、不開示情報となるものである。

(ウ) 検査官会議議事録について

本件検査官会議議事録は、本件中間報告に係る検査官会議における各検査官の意見開陳、検査官相互間における討議の内容又は検査官と事務総局との間の質疑応答部分について記載したものであり、その開示・公表によって生じるおそれについては、前記(1)イ(1)のとおりである。

したがって、本件検査官会議議事録に記載されている情報は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 検査報告提案審議に関する文書について

ア 検査報告提案審議に関する文書の内容・性質

検査担当課の課長から局委員会に提出された検査報告事項案等に対する審理・判断過程は前記2(1)ア(1)のとおりであり、これらの会議で繰り返しかつ多方面からの審議を重ねることにより、検査の結果等に対する会計検査院内部における審理・判断は公正・公平かつ慎重に行われるようになっている。

この審理・判断過程のうち、局委員会及び検査官会議は読会制という、審議を重ねることにより公正・妥当な結論に到達することを意図した制度となっている。また、局委員会及び調整委員会ではそれぞれ覆審制度及び審査制度を採用しており、検査報告事項案等を提案した検査担当課以外の課の職員の中から覆審委員及び覆審幹事又は官房の職員の中から審査委員を任命し、事実関係の正確性のほか論旨に問題点がないかなどについて第三者的立場から検討させ、委員会に報告させることとし、客観性を確保するよう努めている。

検査報告提案審議に関する文書として特定された文書は以下のとおりである。

(ア) 検査報告事項案等及び説明資料

(イ) 基礎資料

(ウ) 検査官会議議事録

(エ) 審議記録、審査報告書及び覆審報告書

(オ) 説明資料・別冊(照会、回答)

(カ) (ア)及び(オ)の決裁用紙

(キ) 検査官会議議題及び検査の観点別分類表

(ク) 回答の処理方針

イ 不開示情報該当性

(ア) 検査報告事項案等及び説明資料について

検査報告事項案等及び説明資料は、検査官会議等の審理・判断過程に供された文書であり、法第5条第5号前段に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報に該当する。

また、会計検査院が最終的な検査官会議の議決を経るまでの間の十分な審議・検討を行う途上にある情報であり、いずれの段階においても未成熟な情報である。

そして、これらの文書は、いずれも具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含む検査の結果等に関する情報が記載さ

れたものである。

よって、このような情報が開示された場合には、次のようなおそれがある。

当該検査報告事項等及び説明資料が開示され、外部に公表されることとされた場合には、会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査官会議における各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間の自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局との間における自由で率直な質疑応答に支障を生じさせるおそれがある。また、事務総局における検査報告事項等等の審議、検討に支障を生じさせ、厳正な検査の結果等に関する中立的な立場からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

このようなおそれは、「公にすることにより」、会計検査院の検査過程及び同院内部における検査の結果等に対する審理・判断過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」(法第5条第5号)に該当する。

また、当該検査報告事項等及び説明資料に記載された未成熟な情報が開示され、外部に公表することとされた場合には、当該情報が会計検査院の最終的な判断であるかのように誤解されるおそれがある。

このようなおそれは「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(法第5条第5号)に該当する。

さらに、当該検査報告事項等及び説明資料に記載された検査の情報には、決算検査報告における公表が予定されていない具体的な検査の内容・方法等に関する情報(当該検査の結果等に関する詳細な事実関係ないしその分析結果のほか、基礎資料の収集状況及びその内容、検査結果の取りまとめの方法等各種の検査ノウハウに関する情報を含む。後述(オ)において同じ。)ないし具体的な検査手法等会計検査院の検査上の秘密に属する情報(若しくはこれを推知することが可能な内容の情報)が含まれている場合が少なくない。

したがって、このような情報が開示され、外部に公表されることとされた場合には、受検庁等に「不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があるもの又は現在又は将来における検査の実施に当たり他の受検庁その他「特定の者」に「不当に利益を与え」るおそれ

があるもの（法第5条第5号）に該当する。

当該検査報告事項等及び説明資料はいずれの段階においても未成熟な情報であり、このような情報が開示され、公表されることとされた場合には、現在又は将来における検査の実施に当たり、検査過程における会計検査院と受検庁との間の率直な意見交換、必要かつ十分な情報・資料の収集・整備等に著しい支障を来すこととなり、同院の検査に著しい支障を来すおそれがある。

したがって、当該情報は、法第5条第6号柱書き及び同号イに該当する。

以上のことから、検査報告事項等及び説明資料は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(イ) 基礎資料について

基礎資料は、検査報告事項等及び説明資料とともに局委員会等の審理・判断過程に供された文書であり、検査報告事項等と不可分一体の関係にある資料である。

よって、基礎資料の性質については、前記(ア)の検査報告事項等及び説明資料と同様であることから、その開示によって生じるおそれについてもこれと同様であり、法第5条第5号及び第6号に規定するおそれに該当するものである。

一方、基礎資料には、消費税を滞納した個人の氏名又は法人の名称、滞納額等の情報が記載されているものがある。

これらの情報は、法第5条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報」又は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

また、基礎資料の中には、消費税を滞納した個人の氏名等の情報が記載されているものがある。

これらの情報は、法第5条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものである。

以上のことから、基礎資料は、法第5条第5号、第6号、第2号及び第1号に規定する不開示情報に該当する。

(ウ) 検査官会議議事録について

本件検査官会議議事録は、本件検査報告事項等に係る検査官会

議における各検査官の意見開陳、検査官相互間における討議の内容又は検査官と事務総局との間の質疑応答部分について記載したものである。そして、これらの内容は、本件検査報告事項案等の具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含むものであり、その開示・公表によって支障を生じるおそれについては前記(1)イ(1)のとおりである。

したがって、本件検査官会議議事録は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(I) 審議記録、審査報告書及び覆審報告書について

審議記録は、本件検査報告事項案等に関し、総長審議、調整委員会、局委員会第3読会及び同第1、2読会の各審議における発言要旨等、その審理・判断の内容が記録されたものである。

審査報告書は、調整委員会における審議に際し、その審議に供するため、あらかじめ任命された審査委員が当該検査報告事項等に関する審査を行い、その結果について報告した内容が記載されたものである。

覆審報告書は局委員会第3読会及び同第1、2読会における審議に際し、その審議に供するため、あらかじめ任命された覆審委員(1名)及び覆審幹事(若干名)が当該検査報告事項等に関する審査を行い、その結果について報告した内容が記載されたものである。

よって、審議記録、審査報告書及び覆審報告書の各文書に記載されている情報はすべて法第5条第5号前段に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報に該当するものである。

そして、これらは、当該検査報告事項等に係る審議の質疑内容及び審査内容として本件検査報告事項等の具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含むものである。

したがって、このような情報が開示され、外部に公表されたとされた場合に支障が生じるおそれについては前記(ア)と同様である。

以上のことから、審議記録、審査報告書及び覆審報告書に記載されている情報は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(オ) 説明資料・別冊(照会、回答)について

説明資料・別冊(照会、回答)は、会計検査院が受検庁に発遣し

た質問文書（「照会」とも称される。）及びそれに対する受検庁からの回答文書の写し（仮回答（写し）を含む。なお、仮回答は、受検庁側において最終的な回答文書が未作成ないし決裁未了の段階において、同院の求めに応じ受検庁から提出されるものである。）を説明資料の別冊として取りまとめたものであり、前記2(1)ア(イ)のとおり、本件検査報告事項案等とともに同院内部における審理・判断過程に供されるものである。

質問文書は、それまでの検査の結果等に基づき会計検査院が把握し整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を受検庁に提示し、これに対する受検庁としての見解を文書により表明するよう求め、これを当該質問文書に対する回答文書として受領することにより、実地検査の結果等を補完することを目的として作成・発遣されているものである。

また、回答文書の主な記載内容は、当該質問文書に記載された検査の結果等（会計検査院が把握し整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等）に対する受検庁としての見解の表明（同院側の認定事実ないし所見等に関する弁明等及び当該事態に関する是正措置若しくは今後の是正方針の表明等を含む。後述において同じ。）である。

この質問文書及び回答文書は、当該検査の結果等に対する会計検査院内部における審理・判断過程に供する説明資料（別冊）とされている。その趣旨は、同院の実施した検査の結果等に対する同院内部における審理・判断が、検査執行機関としての一方的な評価ないし判断に偏することなく、回答文書において表明された受検庁の見解ないし弁明等を踏まえ、公正かつ慎重に行われるようにするためである。そして、会計検査院内部の審理・判断過程における審理・検討の結果、回答文書において表明された当該検査の結果等に対する受検庁の見解ないし弁明等に考慮すべき点があると認めた場合には、その内容に応じ、これを当該決算検査報告事項等の内容・構成等に反映させるべく所要の修正ないし改案を行うこととなる。

質問文書について

前記のことから、質問文書に記載された検査の具体的な内容等に関する情報が開示され、公表されることとされた場合には、会計検査院内部における周到かつ慎重な審理・判断過程の手続的意義を損ねることとなり、同院内部における検査の結果等に対する

公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報は、「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより」、会計検査院内部における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるもの（法第5条第5号）に該当し、不開示情報となるものである。

また、質問文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報は、あくまで検査の一過程における情報であり、所定の審理・判断過程における十分な審理・検討を経ていない段階のものであるから、当該情報は、情報の精度及び記述内容・方法の面において未成熟な情報である。

このような情報が開示され、公表されることとされた場合には、国民一般に、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、当該事態の事実関係、これに対する評価等について誤解を生じさせるおそれがある。

よって、当該情報は、「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（法第5条第5号）があるものに該当するものである。

さらに、質問文書には、一般に、検査の具体的な内容・方法等に関する情報が記載されているものであり、これらの情報の中には、決算検査報告における公表が予定されていない具体的な検査の内容・方法等に関する情報ないし具体的な検査手法等会計検査院の検査上の秘密に属する情報（若しくはこれを推知することが可能な内容の情報）が含まれている場合が少なくない。

このため、当該情報が開示され、外部に公表されることとされた場合には、会計検査院の現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該情報は、法第5条第6号柱書き及び同号イに該当するほか、受検庁等「特定の者」に「不当」に「不利益を及ぼすおそれ」があるもの又は現在又は将来における検査の実施に当たり他の受検庁その他「特定の者」に「不当に利益を与え」るおそれがあるもの（法第5条第5号）にも該当し、不開示情報となるものである。

回答文書について

回答文書に記載されている情報も、質問文書と同様、あくまでも会計検査院の検査の一過程における検査の結果に関する未成熟な情報である。そして、一般に、回答文書の主な記載内容は、質問文書に記載された会計検査院の検査の結果等に対する受検庁としての見解の表明であり、質問文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報について推知することが可能なものである。

したがって、回答文書の内容が開示され、公表されることとされた場合には、上記の場合とほぼ同様の問題を生じるおそれがある。

よって、回答文書に記載された当該回答の具体的な内容等に関する情報は、法第5条第5号、第6号柱書き及び同号イに該当し、不開示情報となるものである。

表紙に記載されている記号・番号について

表紙に記載されている記号・番号は、いずれも会計検査院内部における審理・判断過程の情報の一部であり、その性質については前記(ア)～(イ)と同様である。

よって、同様の理由により、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

以上のことから、説明資料・別冊（照会、回答）に記載された検査の具体的な内容等に関する情報は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(カ) 検査報告事項案等及び説明資料等に係る決裁用紙について

検査報告事項案等及び説明資料等に係る決裁用紙に記載された情報のうち不開示とされた情報は、記号・番号、件名及び検査担当課から総長までの決裁欄の決裁者の印影のうち担当者欄に記載されている情報である。

前記の情報のうち記号・番号及び件名は、本件検査報告事項案等の審理・判断過程における情報の一部であり、その性質については前記(ア)～(オ)と同様である。

よって、前述の理由により、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

また、決裁用紙の担当者欄に記載されている情報は、当該検査報告事項案等の担当者の印影であって、担当者を特定することができる情報である。このような情報を開示することとした場合は、特定

の検査事項に関し、担当者に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、前記の情報は、法第5条第6号柱書き及び同号イに該当し、不開示情報となるものである。

以上のことから、検査報告事項案等及び説明資料等に係る決裁用紙に記載された情報のうち記号・番号、件名及び「担当者」欄に記載されている情報は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(†) 検査官会議議題について

検査官会議議題には、本件検査報告事項案等について検査官会議が開催された日及び当日の会議開始時間、当日の開催予定議題の記号・番号及び提案課名（略号）並びに議題番号が記載されている。

前記の情報のうち議題の記号・番号及び提案課名（略号）並びに議題番号は、会計検査院内部における審理・判断過程の情報の一部であり、その性質については前記(ア)～(カ)と同様である。

よって、同様の理由により、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(ク) 検査の観点別分類表について

検査の観点別分類表は、検査官会議議題とともに配付される文書であり、事項名、記号・番号、検査の観点、批難態様の区分が記載されている。

これらの情報は、いずれも会計検査院内部における審理・判断過程の一部の情報である。

よって、検査の観点別分類表の性質については前記(ア)～(†)と同様であり、同様の理由により、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

以上のことから、検査の観点別分類表に記載された情報のうち事項名、記号・番号、検査の観点、批難態様の区分は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

(ケ) 回答の処理方針について

回答の処理方針は、会計検査院が受検庁から受領した回答文書について、その処理方針を記載した文書であり、決裁文書、受検庁から受領した回答文書（原本）及び質問文書（写）により構成され、第1局長までの局内決裁に供したものである。

決裁文書について

決裁文書に記載された情報は、決裁欄にある決裁者等の印影並びに処理方針欄に記載された照会発遣日及び文書番号、回答受領日及び処理方針、担当者名等である。

- (a) 処理方針欄に記載されている情報は、本件検査報告事項案等の質問文書に記載された検査結果を検査報告事項案等として提案するなどの処理に関する情報である。この情報は、会計検査院内部における審理・判断過程における情報であるから、その性質については前記(ア)～(ク)と同様であり、これらと同様の理由により、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。
- (b) 処理方針欄及び決裁欄の双方に設けられている担当者欄に記載されている情報は、当該回答文書に対応する質問文書に記載された検査結果に関する担当者を特定することができる情報である。

このような情報が開示された場合には、特定の検査事項に関し、その検査担当者に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法第5条第6号柱書き及び同号イに該当し、不開示情報となるものである。

- (c) 決裁文書に記載されている回答文書番号、回答文書に記載されている回答の発信人、回答文書番号及び回答内容は、前記(オ)と同様の理由により、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

以上のことから、決裁文書に記載された情報のうち、処理方針欄に記載された情報、担当者欄に記載された情報等は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

回答文書（原本）について

受検庁から受領した回答文書（原本）の性質については前記(オ)のうちの回答文書の写しと同様である。

よって、これと同様の理由により、回答文書（原本）に記載された情報のうち検査の具体的な内容等に関する情報は、法第5条第5号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。

質問文書（写）について

回答の処理に関する文書には、質問文書の写しが添付されている。この質問文書（写）に記載された情報の内容・性質、不開示情報該当性については、前記(オ)のうちの質問文書（写）と同様である。

したがって、質問文書（写）に記載されている情報の一部は、法第5条第5号及び第6号の不開示情報に該当する。

(4) 専門実習研修に係る研修実施記録表について

ア 研修実施記録表の内容・性質

本件研修実施記録表は、租税検査各課が、その所属する職員に対して実施した専門実習研修に係る研修実施記録表であり、6、7及び11年度の分が作成、保存されていたため、対象文書として特定されている。また、この研修実施記録表には、専門実習研修出席表が添付されている。

(ア) 専門実習研修の概要

専門実習研修は、検査に従事している職員を対象に行われる研修であり、基本的には、研修に参加した職員を一定の検査テーマを対象とした班に所属させ、当該班で一定のテーマについて検査技法を修得させることにより、班全体の検査能力の向上を図ることを目的として実施されるものであるが、実際には、各検査担当課の実情に応じた態様で実施されている。

本件研修実施記録表に係る租税検査各課では、所得税、法人税、消費税等の各税目別に、当該税目の検査において多数の指摘実績があるなど当該検査に通曉した職員が指名されて講師となり、研修を実施する検査年次における検査上の重要項目について、講師自身が指摘したものなど過去の指摘事例等を素材としたテキストを用いて、法令等の知識を深めたり、検査手法等を修得したりするなどの研修を行うことが通例となっている。

(イ) 研修実施記録表の内容・性質

本件研修実施記録表は、租税検査各課が合同で実施した専門実習研修について、その実施内容を事務総長官房研修官（以下「研修官」という。）に対して報告するために作成された文書であり、研修の目的、実施時期、実施場所、研修員選択の範囲、人員、科目、研修方法、講師名、経費等の情報が記載されている。また、研修実施記録表に添付された専門実習研修出席表には研修員氏名とその出席状況を示す印影が記載されている。

イ 不開示情報該当性

(ア) 研修実施記録表について

本件研修実施記録表に記載された情報のうち不開示とされたものは、各税目別に設けられた科目ごとに講師となった職員の氏名である。

これらの講師となった職員は、前記ア(ア)のとおり、各税目の検査に通曉していることから研修講師を担当している者である。このため、その氏名が開示された場合には、当該職員が当該税目に関する検査を取りまとめているなどと誤解され、各税目に係る検査に関し、その担当者に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該文書に記載されている講師の氏名は、法第5条第6号柱書き及び同号イに該当し、不開示情報となるものである。

(イ) 専門実習研修出席表について

専門実習研修出席表に記載されている情報のうち不開示とされたものは、研修員の氏名及び出席状況を示す印影のうち一部のものである。

これらの研修員の氏名及び出席状況を示す印影は、研修に参加した会計検査院職員の氏名及びその印影であるから、法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

そして、会計検査院職員のうち、調査官補及び事務官の氏名については、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないものである。

したがって、専門実習研修出席表に記載されている研修員の氏名及びその出席状況を示す印影のうち調査官補及び事務官に係るものは、法第5条第1号本文の規定により不開示情報となるものである。

以上のことから、本件研修実施記録表及び専門実習研修出席表に記載されている情報のうち、講師となった職員の氏名並びに一部の研修員の氏名及びその出席状況を示す印影は、法第5条第6号及び第1号に規定する不開示情報に該当する。

(5) 専門実習研修テキスト「消費税研修（指摘事例集）」について

ア 本件テキストの内容・性質

専門実習研修テキスト「消費税研修（指摘事例集）」は、租税検査各課が、その所属する職員に対して実施した専門実習研修において使用されたテキスト「消費税研修（指摘事例集）」であり、11、12及び13各年の分が保存されていたため、対象文書として特定されている。

本件テキストは、上記各課に所属し、租税に関する検査に従事している職員を対象に実施された専門実習研修のテキストとして作成され、研修員に配付されたものであり、その内容は過去の検査における具体的な指摘事例について、決算検査報告には掲記されていない発見の端緒、着眼点等を発生原因別に整理したものである。

イ 不開示情報該当性

本件テキストに記載されている情報のうち不開示とされたものは、文書の表紙に記載されている文書の作成者に関する情報及び具体的な指摘事例に関する情報であり、その理由は以下のとおりである。

(ア) 本件テキストの表紙に記載されている文書の作成者に関する情報について

本件テキストの表紙にその氏名等に係る情報が記載されている職員は、本件専門実習研修の講師となった者であり、前記(4)アのとおり、消費税の検査に通曉していることから研修の講師として指名された者である。そして、その氏名等が開示された場合には、消費税に係る検査に関し、当該職員が当該税目に関する検査を取りまとめているものであるなどと誤解され、当該職員に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件テキストの作成者に関する情報は、前記(4)イ(ア)と同様に法第5条第6号柱書き及び同号イに該当し、不開示情報となるものである。

(イ) 具体的な指摘事例に関する情報について

前記アのとおり本件テキストには、過去の検査における具体的な指摘事例について、決算検査報告には掲記されていない発見の端緒、着眼点等を発生原因別に整理した情報が記載されている。

このような情報が開示された場合には、受検庁に対し会計検査院の検査における発見の端緒、着眼点等を告知する結果となり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院が実施した検査の結果等については、同院内部

に定めた周到かつ慎重な審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみが決算検査報告に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されるものであり、同院の検査活動に関する情報及び同院が実施した検査の結果等のうち検査官会議の議決を経て決算検査報告に掲記されたもの以外の情報は、制度的・本来的にその公表が予定されないものである。

このため、このような情報が開示された場合には、会計検査院の検査の結果等に対する審理・判断手続の意義を損ねる結果となり、同院内部における検査結果等に対する審理・判断過程における意思決定の中立性を害するおそれがあり、また、当該審理・判断の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、このような情報は、法第5条第6号柱書き及び同号イに該当するほか、受検庁等「特定の者」に「不当」に「不利益を及ぼすおそれ」があるもの又は現在又は将来における検査の実施に当たり他の受検庁その他「特定の者」に「不当に利益を与え」るおそれがあるもの（法第5条第5号）にも該当し、不開示情報となるものである。

さらに、本件テキストに記載されている具体的な指摘事例に関する情報の中には、消費税の納税者及びその契約の相手方等の氏名・名称、その資産の所在地等に関する情報が含まれており、これらの情報は、法第5条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」又は法第5条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報」又は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

そして、上記の情報のうち、個人に関するものは、法第5条第1号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものであるから、同号の規定により不開示情報となるものである。

また、法人等又は事業を営む個人に関するものは、法人等又は事業を営む個人が消費税等の申告をするに当たり必要な範囲で明らかにする情報であるから、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第2号イ）に該当し、不開示情報となるものである。

以上のことから、本件テキストに記載されている情報のうち、文書の表紙に記載されている文書の作成者に関する情報及び具体的な指摘

事例に関する情報は、法第5条第5号、第6号、第1号及び第2号に規定する不開示情報に該当する。

(6) ゼミナール研修レポート（消費税関係）について

ア 本件レポートの内容・性質

ゼミナール研修レポート（消費税関係）は、ゼミナール研修に参加した研修員のレポートのうち、消費税の検査に関する事項を取り上げたものであり、10、12及び13各年度における研修員の分を特定している。

(ア) ゼミナール研修の概要

ゼミナール研修は、専門研修の一環として、検査に従事している職員に対し租税、工事等の検査分野ごとに少人数単位のゼミナール方式で検査の実践的な手法を修得させることにより、検査能力の充実及び向上を図ることを目的とするものである。

研修員は講師の指導のもと決算検査報告掲記事例の研修等を行った上、過去の事例にとらわれない自由な視点から当該分野の検査に係るレポートを作成し、講師及び他の研修員に対して発表を行うこととなっている。そして、発表の場における質疑応答を通じ、当該分野の検査に係る自由闊達な議論を行うこととなっている。

(イ) 本件レポートの内容・性質

本件レポートは、各年度におけるゼミナール研修に参加した研修員のレポートのうち消費税の検査にかかわる事項を取り上げたものであり、上記(ア)のとおり、過去の事例にとらわれない自由な視点から作成されたものである。そして、作成されたレポートは、研修官に提出され、レポート発表の際、講師及び他の研修員に配付されるほかは、その公表が一切予定されていないものである。

なお、本件レポートのうち、10年度の研修員の分については、具体的な事例が取り上げられ、消費税の納税者の名称、申告内容等に関する情報が記載されている。

イ 不開示情報該当性

(ア) 法第5条第6号該当性

ゼミナール研修は、前記アのとおり、研修員が過去の事例にとらわれない自由な視点から当該分野の検査に係る意見をレポートに取りまとめ、その発表の際に講師及び研修員相互間において自由闊達な議論を行うことにより検査能力の充実及び向上を図ることを目的とするものである。このため、そのようなレポートが開示されるこ

ととなる場合には、研修員が自由な視点から検査に係る意見をレポートに取りまとめることに躊躇を覚え、研修内容の質的低下を招いて研修効果が不当に阻害されるおそれがあり、会計検査院における現在又は将来の研修の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件レポートに記載されている情報は、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示情報となるものである。

(1) 法第5条第2号該当性

さらに、10年度の研修員が作成したレポートには、消費税の納税者の名称、申告内容等に関する情報が含まれており、これらの情報は、法人等に関する情報（法第5条第2号本文）に該当する。そして、これらの情報は、法人等が消費税の申告をするに当たり必要な範囲で明らかにする情報である。

したがって、前記(5)イ(1)と同様に、公にすることにより法第5条第2号イに規定するおそれがあると認められ、法に規定する不開示情報となるものである。

以上のことから、本件レポートは、法第5条第6号及び第2号に規定する不開示情報に該当する。

(7) ゼミナール研修テキスト（参考資料編）のうち消費税の検査に係る着眼点と検査手法に関する部分について

ア 本件テキスト（参考資料編）の内容・性質

ゼミナール研修テキスト（参考資料編）のうち消費税の検査に係る着眼点と検査手法に関する部分は、10年度に実施されたゼミナール研修（租税分野）の講師が作成したテキストのうち、会計検査院における「消費税の検査に係る着眼点と検査手法の研究」の経緯、内容について記載された部分であり、検査の着眼点、検査対象の選定基準、検査手法、検査結果を踏まえた今後の課題等に関する情報が記載されている。

イ 不開示情報該当性

本件テキスト（参考資料編）の記載内容は、前記アのとおりであるから、このような情報が開示された場合には、受検庁等に対し、会計検査院の検査における発見の端緒、着眼点等を告知する結果となり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示情報となるものである。

4 審査請求人の主張について

(1) 不開示文書の概要の説明について

審査請求人は、「非開示の事実を明らかにしない限度で」不開示文書の概要が明らかにされるべきであるとして、本件対象文書において消費税の性格について記述されている部分やそれが検討された事実の有無・内容などが明らかにされるべきである旨主張している。

しかし、対象文書の内容・性質に関する前記3までの説明内容を超えて対象文書の種別・内容等を明らかにすることは、会計検査院における不開示情報を開示し又は法により会計検査院が開示義務を負わない情報を開示することとなるものと考えられる。

なお、その理由については、以下の部分開示に関する考え方のとおりである。

(2) 部分開示について

審査請求人は、前記第1(1)～(3)の各対象文書について、「一部不開示の手法を限定的に活用」し、部分開示すべきである旨主張している。

しかし、処分庁では、本件対象文書に記載された情報のうち、部分開示が可能なものについては既に部分開示しているものと認められる。

また、原処分の範囲を超えて開示を行うことが不適當な理由については、次のとおりである。

ア 受検庁との信頼関係・協力関係を損ねるなどのおそれとの関係

受検庁一般との関係において、会計検査院における検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いに対する信頼を損ね、会計検査院と受検庁との間の信頼関係・協力関係を損ねるなどのおそれについては、たとえ検査過程又は審理・判断過程における前記第1(1)～(3)の各対象文書(所定の書式等に関する一部の情報を除く。以下、本項及び次項において同じ。)の開示の範囲がその一部に止まるものであるとしても何ら変わることはない。

なぜなら、前記第1(1)～(3)の各対象文書の全体としての不開示情報該当性が否定され、細分化されて原処分の範囲を超えた部分開示が行われた場合には、受検庁一般において、これらの検査過程又は審理・判断過程において作成又は取得された文書に記載された情報は一般

に細分化され部分開示されるものであると受け止められることとなる。そして、これらの細分化され、部分開示される情報の範囲をあらかじめ予想することは困難であるから、結局、このような部分開示の実施は、これら受検庁において公表に差し支えがあるとする情報が一般的に開示される可能性を生じさせ、これにより会計検査院と受検庁との間の信頼関係・協力関係を損ね、率直な意見の交換、各種の検査資料の円滑な提出等に支障を及ぼし、ひいてはこれらに基づく検査計画、中間報告、質問文書、検査報告提案審議資料等の作成又は質問文書の発遣及び回答文書の受領等にも支障を及ぼすおそれがあるからである。

このように、本件不開示情報を更に細分化し、原処分を超えた部分開示を行うことは、会計検査院と受検庁との間の信頼関係・協力関係を損ね、もって検査の適正な実施及び公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 不適切な会計検査対応の口実を与えるおそれとの関係

現在又は将来の検査過程において、不適切な会計検査対応の理由ないし口実を与えるおそれは、たとえ検査過程又は審理・判断過程における本件不開示情報の開示の範囲がその一部分に止まるものであるとしても、何ら変わるところはない。

なぜなら、前記第1(1)～(3)の各対象文書について、それぞれその全体としての不開示情報該当性が否定され、細分化されて原処分の範囲を超えた部分開示が行われた場合には、これらの受検庁においてその公表に差し支えがあるとする情報が一般的に開示される可能性を生じさせることとなる。そして、上記アのとおり、これらの細分化され、部分開示される情報の範囲をあらかじめ予想することは困難であるから、結局、このような部分開示の実施は、このような可能性が生じたことを理由ないし口実として不適切な会計検査対応が行われるおそれを生じさせることとなるからである。

このように、前記第1(1)～(3)の各対象文書を更に細分化し、原処分の範囲を超えた部分開示を行うことは、受検庁に対し不適切な会計検査対応の理由ないし口実を与えるおそれがあり、もって検査の適正な実施又は検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある。

なお、前記第1(1)～(3)の対象文書のうち、検査計画(案)及び説明資料並びに本件検査報告事項案等に係る説明資料、審議記録、審査報告

書及び覆審報告書については、所定の書式等に関する情報が記載された部分があり、「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」(法第6条第1項)に該当するものであり、また、各文書に記録された情報から本件検査の結果等に関する「ひとまとまり」の不開示情報部分を容易に除くことができるものである。当該不開示情報部分を除いた残余の部分に記録されている情報は、所定の書式等に関するごく一部の情報であり、各文書に記載された情報の内容等を多少なりとも推知できるものではないから、有意の情報が記載されているものとは認められず、法第6条第1項ただし書に該当するので、当該部分を部分開示する要のないものである。

(3) 検査事務の適正な遂行について

消費税が預り金的な性格を有する税である旨の見解は、税制調査会の答申、国会の質疑における政府委員の答弁において繰り返し明らかにされているとおり、消費税の性格に関する一般的な見解(一般に正当とされている見解)である。

したがって、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の「仕組みから、事業者が納付すべき消費税相当分の資金は消費者からの預り金的な性格を有するものである」とする本件意見表示中の見解は、税法に「根拠をにおいて」記述された適切なものといわなければならない。

なお、審査請求人も認めるとおり、消費税は事業者に負担を求めるものではなく、次々と転嫁されて最終的には消費者に負担を求める税である。そして、本件見解は、このような消費税法の「仕組みから、事業者が納付すべき消費税相当分の資金は消費者からの預り金的な性格を有するものである」と記述していたものであり、このような見解は、前記のとおり、消費税の性格に関する一般的な見解(一般に正当とされている見解)である。したがって、審査請求人が、本件見解をもって「評論家的な喩えを結論としておいている」などと決めつけるのは適切でない。

また、「消費税が預り金的性格を有する税である」という誤った認識を前提として行った本件意見表示ないし本件検査事務は不適正なものであるという審査請求人の主張は、要するに、消費税は物品やサービスの価格に上乘せされて転嫁されるものであり、源泉所得税のような意味における預り金とは異なるものである以上、本件見解が消費税の性格について「預り金的」な性格を有する旨を記述しているのは誤りであると主張するものである。

しかし、本件見解は「消費税の実質的負担者は消費者であることに着目して本件意見表示に記述されたものであり」、消費税相当分の資金は源泉所得税のような意味における預り金であるなどと記述しているものではないから、前記のような審査請求人の主張は的外れなものである。

さらに、審査請求人は、消費税の滞納防止策として国や地方公共団体が入札の資格審査時に納税証明書の添付を求めるよう協力要請することについて、その本来の目的を逸脱した裁量権の濫用を推進するものであると主張している。

しかし、国の機関や地方公共団体が入札参加資格の審査をどのように行うかについては、当該資格審査の目的に照らし合理的に判断されるものである。したがって、消費税の滞納防止を目的とする国税庁の協力要請の結果、国の機関又は地方公共団体において当該資格審査のために、新たに消費税の納税証明書の添付を求めることとしても、それは上記の合理的な判断の結果であって、適法なものであり、そうであるとすれば、国税庁の協力要請も適法なものである。

したがって、審査請求人の主張には根拠がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、併合の上、以下のとおり、調査審議を行った。

平成14年10月	3日	諮問書を收受
同年12月	12日	「諮問の一部変更について」(開示請求1関係)及び「諮問の一部訂正について」(開示請求2関係)を收受
平成15年	3月14日	諮問庁より意見書を收受
同年	4月16日	諮問庁より資料を收受
同年	4月21日	諮問庁の職員(会計検査院第1局租税検査第1課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	5月6日	審査請求人より意見書を收受
同年	5月19日	審議
同年	6月23日	審議
同年	7月18日	諮問庁より追加意見書を收受
同年	7月23日	諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
同年	8月19日	審査請求人より資料を收受

- 同日 指名委員による審査請求人からの口頭意見陳述の聴取
- 同年 8月25日 審議
- 同年 9月17日 審査請求人より追加意見書を収受
- 同年 9月24日 審議
- 同年10月14日 諮問庁より追加意見書を収受
- 同年10月17日 諮問庁より追加意見書及び資料を収受
- 同年10月20日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- 同年11月27日 審議
- 同年12月15日 審議
- ⑳ 平成16年 1月21日 諮問庁より追加意見書を収受
- ㉑ 同年 1月22日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ㉒ 同年 2月23日 審議
- ㉓ 同年 3月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

開示請求1により請求された行政文書として諮問庁が特定した文書は、本件意見表示の検査に係る前記第1(1)～(3)の行政文書である。また、開示請求2により請求された行政文書として諮問庁が特定した文書は、平成5年以降に会計検査院において行われた消費税の検査に係る着眼点と方法に関する研究に係る前記第1(4)～(7)の行政文書である。

2 対象文書の特定について

開示請求2は、開示請求書の記載によれば、「貴院がホームページ上に『会計検査の歩み』を示し、その中で平成5年から『消費税』の検査につき、『着眼点と方法を研究』した旨明言している。そこで、この研究の内容、経過等を示す行政文書を一切請求する。」などとするものである。

この開示請求に係る対象文書について、審査請求人は、意見書等において、5年度以降のものに限定する趣旨ではなく、開示請求書の記載を正確に読めば、存在する限り「その一切を請求する」趣旨であることは明確であり、本件一部開示決定又は不開示決定の対象となった5年度以降に作成された行政文書のほか、5年度より前に作成された行政文書が存在する場合には、それらも含めるべきであると主張している。

これに対し、処分庁及び諮問庁は、本件対象文書について、以下のよう

に判断したとしている。

すなわち、開示請求書には、「貴院がホームページ上に『会計検査の歩み』を示し、その中で平成5年から『消費税』の検査につき『着眼点と方法を研究』した旨明記している。」という文言に引き続いて、「この研究の内容、経過等を示す行政文書」と記載されている。このことから、「この研究」とは5年度以降に行われた消費税の検査に係る着眼点と方法に関する研究を指すものであると理解し、同年度以降に行われた研究に関して作成された行政文書が対象となると判断したとしている。

前記のような審査請求人の主張が全く成り立ち得ないものであるかどうかは別として、処分庁及び諮問庁の理解は、開示請求書の客観的な記載からすると、むしろ自然なものであると考えられる。したがって、これに基づく本件一部開示決定等における対象文書の特定が違法なものであったとは認められない。

なお、諮問庁では、審査請求人の主張も踏まえ、当審査会における調査審議に資するためとして、消費税の検査に関する着眼点と方法に関する研究に係る文書であって4年度以前に作成されたものを追加意見書の添付資料として当審査会に提出しており、その写しは当審査会から審査請求人に交付されている。

3 不開示情報該当性について

(1) 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い

ア 会計検査院の検査

会計検査院では、限られた人員の下で、多数の受検庁に係る多岐にわたる検査事項について検査を行っている。また、会計検査院の検査は、捜査機関による捜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査の過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査調書、報告書、資料等の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の問題について疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有

する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求などを行っている。

イ 検査の結果等に対する審理・判断過程

会計検査院では、実施した検査の結果等について、決算検査報告に掲記し又は意見表示若しくは処置要求を発遣することをもって、その正式な指摘事項等とすることとしている。そして、この検査の結果等の取扱いについては、国の財政等を監督する専門・独立機関としての会計検査院の指摘等の持つ影響の大きさなどにかんがみ、次のとおり、慎重な審理・判断の過程を設けている。

すなわち、会計検査院では、検査を担当する各局の段階から事務総長官房における審議を経て同院の最終意思決定機関である検査官会議に至るまで、何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、その実施した検査の結果等について様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等だけを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

上記の審理・判断過程における審議の際には、決算検査報告に掲記するなどされる原案となる検査報告事項案等に加え、基礎資料及びこれに基づいて同院内において整備・作成された説明資料（前記アの質問文書及び回答文書もこれに含まれる。）が提出されることとなっている。審議においては、これらの資料に基づき、検査の結果等について、受検庁との討議も踏まえ、事案の内容及び記述方法について多面的な検討が加えられる。そして、この結果、最終的な決算検査報告の内容及び記述方法が原案である検査報告事項案等や質問文書におけるそれと大きく異なったものとなることも少なくない。

ウ 検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断過程の不公表の取扱い

会計検査院では、前記ア及びイのような検査過程及び審理・判断過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議などを確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、前記アの検査の過程において収集、作成等される検査資料や、前記イの検査の結果等に

対する審理・判断過程における審議に供され、又はその間に作成される検査報告事項案等、基礎資料、説明資料等の資料等を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生じるおそれがあるとしている。

エ 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、常に検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論を示したものではなく、内容の面でも記述方法の面でも最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。そして、そのような前提の下に、会計検査院と受検庁の間では、問題とされた事態について、十分な情報・資料に基づいて率直に意見を交換し様々な角度から討議を行うため、各種検査資料、質問文書及び回答文書はそのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、これらの提出及びやり取りなどがなされているものと認められる。

そして、前記イのように、会計検査院の正式な指摘事項等とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたものだけであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、事実関係及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。このため、検査過程において、各種検査資料の作成・提出、質問文書の作成・発遣、回答文書の作成・提出等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議は、特定の検査事項に関し受検庁から同院に提出される検査資料や同院の最終的な意思決定に至るまでの討議及び検討の内容は、そのまま外部に公表されるものではないということを前提とし、これに信頼を置いて行われているものと認めら

れる。

このような会計検査院と受検庁との間における検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断過程の不公表の取扱いに対する前提・信頼は、現在及び将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上でも、また、検査調書、質問文書、検査報告事項案等などに記載された内容が会計検査院の正式な指摘事項等であるかのように誤解されて、受検庁が未成熟な情報に基づき社会的非難を受けるなど不当な不利益・混乱が生じないようにする上でも、理由のないものではないと認められる。

以上のような理解を前提に、当審査会において見分した本件各対象文書の具体的記載内容を踏まえつつ、その不開示部分の不開示情報該当性を各文書ごとに検討することとする。

(2) 検査計画に関する文書について

ア 検査計画（案）及び説明資料について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件検査計画（案）及び説明資料は、11年次の検査に関して、本件検査を担当する租税検査各課の共通の検査計画（案）等として作成されたもの（説明資料については、そのうち本件検査事項に係る部分）であり、それぞれ局内の審議に係る議案、総長の審議に係る議案及び検査官会議に係る議案がある。

このうち検査計画（案）には、内容に係る部分として、同年次における前記各課の検査上の重要項目及び当該項目の検査に投入する勢力配分、検査予定人日数等が記載されているほか、冒頭部分に表題と担当課名が記載されている。

また、検査計画（案）の説明資料には、上記検査計画（案）の内容に沿って、検査上の重要項目の選定理由、検査の着眼点、検査方法が記載されているほか、上記検査計画（案）の説明に必要な資料が添付されている。

本件検査計画（案）及び説明資料はいずれも全部不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

本件検査計画（案）の内容に係る部分について

本件検査計画（案）の内容に係る部分には、会計検査院が、以後の検査において予定する具体的な検査項目、及び当該項目の検査に投入する勢力配分、検査予定人日数等が記載されている。こ

これらの情報が公にされ、受検庁はじめ広く一般に知られるところとなった場合には、受検庁等においていわゆる検査対策を講じることを容易にしたり、検査の実施に対して不当な圧力・干渉を招来したりするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

そして、本件検査計画（案）には、本件検査項目以外の項目も含む租税検査各課の検査上の重要項目等が記載されているが、検査計画に記載される検査事項には、数年にわたり継続して取り上げられるものがあったり、同種又は類似の検査事項が翌年次以降に当該検査課又は他の検査課において取り上げられたりすることも多いほか、項目間の勢力配分等についても過去の例から現在又は将来の検査における勢力配分等を推測される可能性があるものである。このため、本件検査計画（案）は11年次の検査に係る文書であるとはいえ、前記のようなおそれは、当該検査計画の該当年次が終了していても解消するものではないと認められる。

また、検査計画（案）等に記載された特定の検査事項の関係者から、当該検査課の職員等の検査計画（案）等の作成に携わる関係者に対し、検査計画（案）等の内容に関する問い合わせや働きかけが行われるおそれがあり、その場合には、翌年次以降の検査計画の立案に支障が生じるおそれがあることから、検査計画に沿った計画的、効率的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件検査計画（案）の内容に係る部分は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

本件検査計画（案）に記載されている表題及び担当課名について

本件検査計画（案）に記載されている表題及び担当課名は、本件検査計画（案）の作成、提出に関する外形的事実を示す事項であると認められ、前記で検討した本件検査計画（案）の内容の一部を成すものではなく、また、当該内容そのものを具体的に推

知することができるような情報ではないから、必ずしも、これと一体を成す情報であるにとらえることはできない。そして、これらの不開示情報該当性については、次のとおりである。

(a) 表題について

本件検査計画（案）に記載されている表題は、本件文書がどの年次の検査計画（案）であるかを示すものであり、これを開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

したがって、これは、法第5条各号に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(b) 担当課名について

本件検査計画（案）に記載されている担当課名は、前記第1(3)の文書に含まれる説明資料・別冊（照会、回答）（後出(4)ウ）において処分庁により既に開示されている本件検査報告事項案等の提案課と同一であると認められ、また、本件検査計画（案）が当該課に係るものであることは本件開示決定に係る行政文書開示決定通知書の中で処分庁により既に明らかにされているところである。したがって、これを開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない

よって、これは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

なお、諮問庁は、本件検査計画（案）に記載されている情報のうち、所定の書式等に関する情報であって、本件検査の内容に関する情報を含まないものは、本件検査計画（案）に記載された情報の内容等を推知できるものではないから、有意の情報が記録されているものとは認められず、法第6条第1項ただし書の規定により、これらを部分開示する必要はないと主張している。

しかし、前記(a)及び(b)において不開示情報に該当しないと認められた情報のうち、たとえば、(b)の担当課名については、本件検査事項の検査を担当する課として、本件検査計画（案）を作成ないし提案した課を知ることができるものであって、このような情報は、たとえ本件検査計画（案）の内容を具体的に推知することができないものであるとしても、それ自体として有意の情報であると認められる。

また、前記のように、この担当課は、開示決定通知書の中の記

述によって既に明らかにされているとはいえ、開示請求の対象である行政文書自体に記載されたそのままの形でそれが開示されることにはなお一定の意味があると認められる。

したがって、本件は法第6条第1項ただし書には当たらず、前記(a)及び(b)において不開示情報に該当しないと判断した部分については、同項本文の規定により開示することが妥当である。

本件検査計画(案)の説明資料について

本件検査計画(案)の説明資料には、会計検査院が、以後の検査において予定する具体的な検査項目、その検査項目の選定理由、検査方法等が記載されている。したがって、これらの情報が公にされ、受検庁はじめ広く一般に知られるところとなった場合には、前記と同様に、受検庁等においていわゆる検査対策を講じることが容易にしたり、検査の実施に対して不当な圧力・干渉を招来したりするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、関係者から、当該検査計画(案)等の内容に関する問い合わせや働きかけが行われ、翌年次以降の検査計画の立案に支障が生じて、検査計画に沿った計画的、効率的な検査の実施に支障が生じるおそれがあることについても、前記の場合と同様であると認められる。

以上のことから、本件説明資料に記載されている情報は、前記と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 検査官会議議事録について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件検査官会議議事録は、前記アの本件検査計画(案)等を審議した検査官会議の議事録であり、同会議においては、各検査官及び事務総局の出席者により、本件検査計画(案)及び説明資料に即して討議が行われているほか、当該議案に関連する検査対象に対する検査の方針、具体的な検査の内容等について議論が交わされている。

そして、本件検査官会議議事録には、このような本件検査計画(案)等に関する討議の内容として、発言順に発言者名及び発言内容が記載されている。

本件検査官会議議事録は全部不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

検査官会議は、会計検査院の意思決定機関であって、検査執行機関である事務総局に対する指揮監督、検査の結果等に対する最終的な審理・判断を行う機関である。そして、検査官会議がその機能を十分に果たすためには、その審議過程における外部の不当な圧力・干渉を排除し、自由かつ率直な討議を保障することが不可欠である。

そして、検査官会議における討議の内容が具体的かつ詳細に記録されている本件検査官会議議事録が公になると、検査官会議の出席者に、外部の不当な圧力・干渉を招来するおそれがあるほか、自己の発言によりその責任が追及されたり、関係者に何らかの影響が及んだりすることなどに対する危惧の念を生じ、出席者の発言に心理的抑制が働くおそれがある。そして、これらの結果、検査官会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生じるおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、検査官の身分が法律において保障されていることを主張しているが、法律によって検査官に一定の身分保障が与えられていることをもって、直ちに、検査官又は他の検査官会議出席者があらゆる外部の圧力・干渉を免れているということとはできない。

したがって、本件検査官会議議事録に記載されている情報は、本件検査計画（案）等を審議する検査官会議という法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。

また、本件検査官会議議事録には、特定の検査対象に対する検査の方針、具体的な検査の項目・内容等に関する討議の内容が具体的かつ詳細に記載されているので、これが公になると、検査計画（案）等の内容に関する情報が公になる結果となり、前記ア(イ)及び と同様のおそれが生じることとなり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件検査官会議議事録に記載されている情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にす

るおそれ」があると認められる。

以上のことから、法第5条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件検査官会議議事録に記載されている情報は、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 中間報告に関する文書について

ア 中間報告文書について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

中間報告は、検査担当課が、その時点までに実施した検査の状況を取りまとめ、これを担当局長、総長及び検査官会議へと順に報告し、以後の検査についての指示ないし指揮監督を求めるためのものである。

そして、本件中間報告文書は、本件検査事項の検査担当課において11年次の検査の中間報告のために作成した文書のうち本件検査事項に係る部分であり、第1局長、総長及び検査官会議への報告の際に、それぞれの前段階での審議を踏まえ、加除修正の上、作成・使用された文書である。

本件中間報告文書には、上記の検査担当課がそれまでの間に実施した具体的な検査の内容、検査の結果、報告時点における所見等が記載されている。

本件中間報告文書は全部不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

本件中間報告文書は11年次の検査に係る文書であり、同年次の検査は既に終了しているが、本件中間報告文書には、検査過程における具体的な検査の着眼点、検査手法等が記載されており、そこからは現在又は将来において同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査手法等を推測することが可能となると認められる。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講じることが容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、本件中間報告文書に記載されている検査の結果、所見等の情報は、事実関係の把握等が十分でない段階で取りまとめられたものであり、中間報告の実施後も引き続き検査及び資料収集を行い、さらに、受検庁に対して質問文書を発遣するなどして、会計検査院と受検庁との間の討議等により、その内容を補完することが予定さ

れているものである。そして、これは、会計検査院内に設けられている慎重な審理・判断過程における審議を経ていないものである。

このように、本件中間報告文書に記載されている検査の結果、所見等の情報は未成熟な段階の情報である。

したがって、これらの未成熟な情報が公にされると、前記(1)エで述べた会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれるおそれがあり、その場合には、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件検査事項の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生じるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程及び審理・判断過程の途上の未成熟情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いに対する制度的信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあるなどと主張している。

会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、検査の結果等が決算検査報告に掲記するなどされ、公表されることを極力回避しようとする場合などには、受検庁により不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

前記(1)アのように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び

収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件中間報告文書に記載されている情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 検査官会議議事録について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件検査官会議議事録は、本件中間報告を審議した検査官会議の議事録であり、同会議においては、各検査官及び事務総局の出席者により、本件中間報告について討議が行われている。

そして、本件検査官会議議事録には、その討議の内容として発言順に発言者名及び発言内容が記載されている。

本件検査官会議議事録は全部不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

本件検査官会議議事録が公になった場合、その記載内容からして、検査官会議における自由かつ率直な討議等に支障が生じるおそれがあることについては、前記(2)イ(1)と同様と認められる。

また、本件検査官会議議事録が公になると、本件中間報告の内容に関する情報が公になる結果となり、前記ア(1)と同様のおそれが生じることとなり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件検査官会議議事録に記載されている情報は、法第5条第5号及び第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ アの決裁用紙について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件決裁用紙は、前記アの中間報告文書のうち、局長報告分及び総長報告分の文書にそれぞれ付された決裁用紙である。

本件決裁用紙に記載された情報のうち、総長報告分の担当者欄に

押印されている印影及び双方の担当調査官欄に押印されている印影が不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

担当者欄に押印されている印影について

本件決裁用紙のうち、総長報告分の担当者欄に押印されている印影は、主任の印影であると認められる。これは、その姓を識別できる情報であり、法第5条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

そして、会計検査院における調査官補、主任、事務官の氏名は、一般に市販されている財務省印刷局（当時）編の「職員録」に掲載されていないことなどから、これらの官職にある者の氏名は、法第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」等には該当しないものである。

したがって、本件決裁用紙の担当者欄に記載されている印影は、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

担当調査官欄に押印されている印影について

本件決裁用紙のうち、局長報告分及び総長報告分の担当調査官欄に押印されている印影は、本件検査事項に係る検査の担当者の印影であると認められる。したがって、これを公にした場合には、本件検査事項の検査の担当者を特定することができることとなる。

本件決裁用紙は11年次の検査に係る文書であるとはいえ、特定の検査事項の検査の担当者が広く一般に知られるところとなった場合には、当該年次の検査の終了後であっても、当該職員に対して関係者から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。そして、当該職員がこのような圧力・干渉を受けることを懸念するなどして、翌年次以降における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件決裁用紙の担当調査官欄に記載されている印影は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性

等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(4) 検査報告提案審議に関する文書について

前記(1)イのとおり、会計検査院では、その検査の結果等を正式な指摘事項等として決算検査報告に掲記するなどして公表するまでに、何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、その実施した検査の結果等について様々な観点から審議を行っている。そして、この審理・判断過程においては、基本的に、局委員会、調整委員会、総長審議及び検査官会議における慎重な審議を経ることとされており、これら各会議において若しくはその過程を通じて使用するため、各種資料が整備・作成されている。

本件検査報告提案審議に関する各文書は、本件検査事項に係る上記のような会計検査院内の審理・判断過程において整備・作成された文書であり、以下の文書が処分庁により本件対象文書として特定されている。

- ア 検査報告事項案等
- イ 説明資料
- ウ 説明資料・別冊(照会、回答)
- エ 基礎資料
- オ 検査官会議議事録
- カ 審議記録
- キ 審査報告書及び覆審報告書
- ク ア～ウの決裁用紙
- ケ 検査官会議議題
- コ 検査の観点別分類表
- サ 回答の処理方針に係る文書

上記の各文書について個別に検討すると以下のとおりである。

ア 検査報告事項案等について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件検査報告事項案等は、本件検査事項に関し、前記の審理・判断過程の各会議における審議に供された文書であり、各段階での審議による加除修正を経て、最終的に検査官会議の議決を受けた場合には、正式な指摘事項等として、決算検査報告に掲記されるなどし、公表されることとなる原案として作成されたものである。

すなわち、本件検査報告事項案等は、会計検査院が11年に行った意見表示である「消費税の滞納の防止策について」の基となった

検査報告事項案等として、同院における審理・判断過程に供された文書である。

本件検査報告事項等には、局委員会第1、2読会案、同第3読会案、局最終案（調整委員会用）、総長審議案、検査官会議案の5種類のほか、検査官会議案に同会議での審議に基づき手書きで修正を加えたもの（以下「検査官会議案修正版」という。）がある。

また、本件検査報告事項等には、案文（図表、件名等を含む。）のほか、主として冒頭部分に、その案が上記の各会議の中のどの会議のものであるかを示す表題、当該案件の記号・番号、提案課名等の当該検査報告事項等の提案審議に係る事項等が記載されている。

本件検査報告事項等は全部不開示とされている。

(1) 不開示情報該当性

案文について

本件検査報告事項等には、いずれも、具体的な検査の内容、検査の結果等、発生原因、所見等が記載されている。

そして、前記(ア)の各文書のうち、局委員会第1、2読会案から検査官会議案までの5種類については、いずれも会計検査院内で定めている審理・判断過程の途上で作成されたものであり、これらの文書に記載された情報は、当該審理・判断過程における慎重な審議及び最終的な検査官会議の議決を経ていない未成熟な情報である。

したがって、これらの未成熟な情報が公にされると、前記(3)ア(イ)と同様に、会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

また、本件検査報告事項等のうち、検査官会議案修正版は、検査官会議での審議に基づき手書きで修正を加えたもので、当該修正において追加又は削除された内容が明示されたものとなっている。

したがって、本件文書をそのまま公にした場合には、検査官会議における審議ないし修正の内容が明らかになるとともに、結果

として、検査官会議に提出された原案が明らかになることとなってしまう。よって、検査官会議案修正版についても、これが公にされると、前記の5種類の文書の場合と同様の支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件各検査報告事項案等に記載されている案文は、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

本件検査報告事項案等の提案審議に係る事項等が記載された部分について

本件検査報告事項案等の主として冒頭部分に記載されている表題、当該検査報告事項案等の記号・番号、提案課名等の事項は、当該検査報告事項案等の提案審議に関する外形的事実を示す事項等であると認められ、前記 で検討した本件検査報告事項案等の案文の一部を成すものではなく、また、その内容そのものを具体的に推知することができるような情報ではないから、必ずしも、これと一体を成す情報であるとはとらえることはできない。そして、これらの不開示情報該当性については、次のとおりである。

(a) 表題について

本件各検査報告事項案等のうち、局委員会第1、2読会案から総長審議案までの4種類に記載されている表題は、当該検査報告事項案等がこれらの各会議の中のどの会議に提出されるものであるかを示すものであり、これを開示したとしても前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

したがって、本件検査報告事項案等のうち、局委員会第1、2読会案から総長審議案までの4種類に記載されている表題は、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる

一方、本件各検査報告事項案等のうち、検査官会議案及び検査官会議案修正版については、その表題の記載の形式等から、当該検査報告事項案等がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを推知できるものとなっている。そして、諮問庁の説明によれば、ある検査事項に関する検査の結果等が最終的にいずれの態様の指摘等とされるかは、審理・判断過程における審議の結果により変更される場合があるとのことであるから、これらの文書の表題の記載の形式等から読み取ることのできるこのような情報は、前記 の情報と同様に、審理・判断

過程における未成熟な情報であるということが出来る。

したがって、本件検査報告事項案等のうち、検査官会議案及び検査官会議案修正版に記載されている表題は、前記と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(b) 検査報告事項案等の記号・番号について

検査報告事項案等の記号・番号は、前記(1)イの会計検査院における審理・判断過程に提案された検査報告事項案等の1件ごとに付されるものである。このうち記号部分は、当該検査報告事項案等を提案した局を示す符号及び当該検査報告事項案が意見表示、改善処置済事項、不当事項等の様々な指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されている。また、番号部分は、当該局のうち、提案した課を示す番号と、当該課における提案順を示す番号とで構成されている。そして、これらの記号・番号は、一体として、当該検査報告事項案等を特定するために使用されている。

この記号・番号からは、審理・判断過程における各段階ごとに、当該検査報告事項案等がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることが出来ることから、これは、前記(a)の検査官会議案等の表題と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(c) 提案課名について

本件各検査報告事項案等のうち、局委員会第1、2読会案から総長審議案までの4種類には、本件検査報告事項案等の提案課の名称が記載されている。

これは、説明資料・別冊(照会、回答)(後出ウ)において処分庁により既に開示されているものと同様の内容の情報であり、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

なお、検査官会議案及び検査官会議案修正版については、提案課名の記載の有無自体によって、当該検査報告事項案等の指摘等の態様が推知できるものとなっていることから、その記載の有無を明らかにすることは適切でなく、仮に記載があったとしても、開示すべきものには当たらないと認められる。

(d) 総長審議案に記載されている印影について

本件各検査報告事項案等のうち、総長審議案の余白には、総

長審議より前の段階において同案の審議に携わった者の印影が記載されており、これは、同案を総長審議に供するに当たり、同人が当該案の内容を了承したことを示す印であると認められる。

したがって、これを開示したとしても、本件総長審議案を同人が了承したという事実が明らかになるだけであり、審理・判断過程における審議の状況や内容を推測させるようなことなどはないと認められるので、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

よって、これは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(e) 委員名、担当者名等について

本件各検査報告事項案等のうち、局委員会第1、2読会案及び同第3読会案には、当該会議において本件検査報告事項案等の審議に当たった委員のうち一部の者の姓、覆審委員及び覆審幹事の姓、当該案の担当者の姓等が記載されている。

これらのうち委員として記載されている者は、いずれもカ(イ)(e)において後述する「指名委員」に当たると認められる。したがって、本件検査報告事項等に記載されている委員の姓は、同項において後述するように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、覆審委員及び覆審幹事の姓等についても同様である。

さらに、担当者として記載されている者のうち、副長を除く調査官等の姓については、前記(3)ウ(イ)において述べたように、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、担当副長の姓については、回答の処理方針に係る文書（後出サ）において既に処分庁により開示されているものと同様の内容の情報であり、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

また、覆審委員、覆審幹事及び担当者に関する情報が記載されているということを項目名的に示す記載については、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

したがって、これは、法に規定する不開示情報に該当しない

と認められる。

なお、前記(a)、(c)、(d)及び(e)において不開示情報に該当しないと認めた情報のうち、たとえば、(a)の表題については、当該検査報告事項案等がどの会議に提出されたものであるかを知ることができるものであって、有意の情報であると認められる。

したがって、本件は法第6条第1項ただし書には当たらず、前記(a)、(c)、(d)及び(e)において不開示情報に該当しないと判断した部分については、同項本文の規定により開示することが妥当である。

イ 説明資料について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件説明資料は、要領において作成することとされているものであり、局委員会等の会議において前記アの本件検査報告事項案等の説明に用いるため作成・提出されたものである。

そして、本件説明資料は、本件検査報告事項案等に対応して、局委員会第1、2読会用、同第3読会用、調整委員会及び総長審議用並びに検査官会議用の4種類があり、いずれもそれぞれの前段階での審議を受けての加除修正が加えられるなどして、各会議に提出される検査報告事項案等に対応した内容のものとなっている。

本件説明資料には、内容に係る部分(目次を含む。)として、本件検査報告事項案等の内容を理解するために参考となる各種の記述、資料等が記載されているほか、主として表紙の上部に、表題、記号・番号、局委員会への提出年月日など本件説明資料又は本件検査報告事項案等の提案審議に係る事項等が記載されている。

本件説明資料は全部不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

説明資料の内容に係る部分について

本件説明資料は、本件検査報告事項案等を説明するために作成されているものであり、本件指摘等に係る事態の内容の理解に資するための資料が付されているほか、指摘等の対象の事実、指摘等の根拠、当該事態の発生原因等が記載されている。

これらの指摘等の対象の事実、当該事態の発生原因等や、本件説明資料の記載項目及び記載内容から推知することができる本件検査報告事項案等の指摘等の態様、検査の結果等は、いずれも会計検査院内部において定められた審理・判断過程の途上にある未

成熟な情報である。

したがって、これらの未成熟な情報が公にされると、前記ア(イ)と同様に、会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

また、これらの内容からは、本件検査報告事項案等の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、会計検査院が本件意見表示ないし本件検査報告事項案等に記述されている事実関係やその評価、所見等をどのような資料に基づいて認定ないし形成しているかをつぶさに看取することができるものである。そして、そこから、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、同院が必要とし、収集、使用するであろう資料の内容・性質等を含む検査手法、検査ノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件説明資料の内容に係る情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ただし、本件説明資料の目次に記載されている項目のうち、大項目「第3」として記載されている項目については、要領において検査報告事項案等の内容やその指摘等の態様等にかかわらず、説明資料とするべき共通の文書を示す記載項目として定められているものであると認められる。

したがって、この「第3」として記載されている情報は、本件説明資料の内容の一部を示す情報ではあるが、説明資料一般に共

通の記載項目とされているものであり、また、説明資料の具体的な記載内容を推知することができるような情報でもないから、本件説明資料の内容と一体を成すものとは認められず、また、それ自体として法に規定する不開示情報に該当するものでもないと認められる。

また、目次であることを示す記載についても同様である。

本件説明資料又は本件検査報告事項案等の提案審議に係る事項等が記載された部分について

本件説明資料の主として表紙の上部に、要領に規定されている書式に沿って記載されている表題、本件検査報告事項案等の記号・番号、提案課名、件名、担当者、課内覆審、実地検査施行年月日、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日等の事項は、本件説明資料又は本件検査報告事項案等の提案審議に係る外形的事実を示す事項等であると認められ、前記で検討した本件説明資料の内容の一部を成すものではなく、また、当該内容そのものを具体的に推知できるような情報ではないから、必ずしも、これと一体を成す情報であるとはとらえることはできない。そして、これらの不開示情報該当性については、次のとおりである。

(a) 表題及び検査報告事項案等の記号・番号について

本件説明資料に記載されている表題は、当該検査報告事項案等の指摘等の態様を冠した説明資料の名称が記載されるものである。したがって、この表題からは、審理・判断過程における各段階ごとに、当該検査報告事項案等がどのような態様に係る指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができる。

よって、本件説明資料に記載されている表題は、前記ア(イ)

(a)の検査官会議案等の表題と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、検査報告事項案等の記号・番号は、前記ア(イ) (b)において述べたように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(b) 件名について

本件説明資料に記載されている件名は、本件検査報告事項案等の件名をそのまま記載するものであり、同案に係る検査の対

象事項や問題の所在を端的に表象したものとなっていて、前記ア(イ)の情報等と同様に、審理・判断過程において改変されることのあり得る未成熟な情報である。

したがって、本件件名は、前記ア(イ)と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(c) 担当者について

担当者欄には、本件検査報告事項案等の担当副長の姓及び職名並びに担当者の姓が記載されている。

前記ア(イ)(e)において述べたのと同様に、担当者の姓は法に規定する不開示情報に該当するが、担当副長の姓及び職名は不開示情報に該当しないと認められる。

(d) 課内覆審について

課内覆審欄には、本件検査報告事項案等を局委員会第1、2読会及び同第3読会のそれぞれへ提出する前に、その提案課内において同案の審査を担当した者の姓が記載されている。

課内覆審とは、検査報告事項案等を局委員会に提出するに先立って、提案課内において、原則として同案の担当者以外の者が、第三者的立場から同案の内容、記述方法等について審査を行うものである。そして、この課内覆審の任命基準等については、要領等には規定はなく、この情報を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案等の課内覆審業務に携わっている事実が新たに明らかになることとなる。

本件検査報告事項案等は11年次の検査に係るものであるとはいえ、特定の検査報告事項案等の審査に携わった職員が広く一般に知られるところとなった場合には、当該年次の検査の終了後であっても、当該職員に対して、当該審査の結果に対する責任を追及したり、当該検査報告事項案等の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどのため、外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。このため、当該職員が、このような圧力・干渉を受けることを懸念して、翌年次以降の審査を適正に行うことに支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、課内覆審を担当した者の姓は、本件検査報告事項案等の審査という法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換」が不当に損なわれるお

それ」があると認められることから、同条第6号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(e) 実地検査施行年月日及び主任官について

実地検査施行年月日には、本件検査報告事項案等の基礎となった会計実地検査を施行した年月日(期間)が記載されており、主任官には、当該会計実地検査の主任官を務めた者の姓及び職名が記載されている。

一般に、これらの記載からは、当該実地検査の実施箇所が推知される可能性がある。そして、一般に、会計検査院が毎年多数実施している会計実地検査を通じて検査実施箇所ごとに得られた検査の結果について、それらのうちどの検査実施箇所に係るものをある特定の検査事項との関連で援用するかについては、同院の判断により取捨選択・整理しているものである。そして、その結果が上記の実地検査の実施箇所とされ、その実地検査に係る施行年月日及び主任官が上記の実地検査施行年月日及び主任官として記載されるものである。また、これは、受検庁との討議や会計検査院内部での審理・判断過程を通じてその取捨選択等が行われ、整理されることがある未成熟な情報であると考えられる。

しかし、本件の実地検査施行年月日の記載をみると、本件検査報告事項案等に係る検査が実施された検査年次における実地検査施行期間のほぼ全部にわたる期間が本件検査報告事項案等の基礎とされた実地検査全体の検査期間として記載されており、また、主任官の記載についても、これに該当する多くの実地検査の各主任官のうちで最も上位の職にある者1名の姓、職名等が記載されているものである。

このため、本件説明資料については、これらを開示したとしても、具体的な検査の実施箇所が推知されるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件説明資料に記載されている実地検査施行年月日及び主任官は、公にすることにより、前記のようなおそれなどが生じるとまではいえないことから、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(f) 回答受領年月日及び回答文書の文書番号について

本件説明資料のうち検査官会議用並びに調整委員会及び総長審議用の２種類には、ウ(ア)において後述する回答文書の受領年月日及びその文書番号が記載されている。

このうち回答文書の受領年月日は、説明資料・別冊（照会、回答）（後出ウ）において処分庁により既に開示されているものと同様の内容の情報であり、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

一方、回答文書の文書番号については、ウ(イ) において後述するように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、本件説明資料のうち局委員会第１、２読会用及び同第３読会用の２種類においては、その時点で回答文書が未受領であったため、回答受領年月日欄には、回答文書の受領年月が見込みに基づいて記載されているとともに、具体的な文書番号の記載に代えて、文書番号を記載すべきことを示す書式が記載されている。

このうち回答文書の受領年月は、見込みに基づいて記載されているものではあるが、本件検査報告事項案等の内容等を推知し得る性質の情報ではないとともに、説明資料・別冊（照会、回答）（後出ウ）において処分庁により既に開示されている質問文書の発遣年月日及び回答期限から容易に推認し得るものであると認められる。したがって、これを開示したとしても、前記 のようなおそれなどが生じるとは認められないことから、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

また、文書番号を記載すべきことを示す書式についても、特段の不開示情報該当性は認められない。

(g) 局委員会への提出年月日について

局委員会への提出年月日は、本件検査報告事項案等が局委員会に提出された日付を示す情報であって、審理・判断過程の各段階の会議における審議の状況や内容を推測させるようなものとは認められない。したがって、これを開示したとしても、前記 のようなおそれなどがあるとは認められないことから、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(h) 提案課名、照会発遣年月日及び質問文書の文書番号について
提案課名、照会発遣年月日及び質問文書の文書番号の記載は、

いずれも説明資料・別冊（照会、回答）（後出ウ）において処分により既に開示されているものと同様の内容の情報であり、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(i) 当該説明資料が提出、使用された会議の名称を示す記載について

本件説明資料のうち、検査官会議用のものには、当該説明資料が提出、使用された会議の名称を示す記載（2箇所。両箇所に記載された符号を含む。）が付されている。

この記載は、本件文書が当該会議に提出、使用されたことを示す情報であり、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められないことから、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(j) 書式について

以上のほか、本件説明資料表紙の上部の記載のうち、要領で規定された書式に当たる部分（(a)で述べた表題を除く。）については、いずれも当該検査報告事項案等の指摘等の態様等にかかわらず共通の定型的な書式として明らかな情報であると認められる。

したがって、これは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

なお、前記並びに (b)、(c)、(e)、(f)、(g)、(h)、(i)及び(j)において不開示情報に該当しないと認めた情報のうち、たとえば、(g)の局委員会への提出年月日については、本件検査報告事項案等がいつ局委員会に提出されたかを知ることができるものであって、有意の情報であると認められる。

したがって、本件は法第6条第1項ただし書には当たらず、前記並びに (b)、(c)、(e)、(f)、(g)、(h)、(i)及び(j)において不開示情報に該当しないと判断した部分については、同項本文の規定により開示することが妥当である。

ウ 説明資料・別冊(照会、回答)について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

会計検査院では前記(1)アで述べたような質問文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

本件説明資料・別冊（照会、回答）は、上記の受検庁との討議の

状況を委員会等の審議に供するために作成され、局委員会等に提出されたものであり、前記イの説明資料と同様に局委員会第1、2読会用から検査官会議用までの4種類が作成されている。

これらの各文書は、表紙、本件検査事項について担当局長名で作成され受検庁に発遣された質問文書(以下「本件質問文書」という。)の写し及びこれに対する回答として同院が当該受検庁から受領した回答文書の写しで構成されている。なお、回答文書の写しとしては、検査官会議用並びに調整委員会及び総長審議用の2種類には正式な回答文書(以下「本件回答文書」という。)の写しが添付されており、局委員会第3読会用には、その時点において正式回答文書が未受領であったため、これに代えて仮回答(以下「本件仮回答」という。)の写しが添付されている。また、局委員会第1、2読会用には、回答文書の写しに当たるものは添付されていない。

本件説明資料・別冊(照会、回答)に記載された情報のうち、不開示とされているものは、以下のとおりである。

表紙の記載事項のうち本件検査報告事項案等の記号・番号

本件質問文書の記載事項のうち、名あて人の職名及び氏名、回答を求める旨を記述した文中において実地検査の実施箇所が記載されている部分、質問の内容及び件名並びに質問文書の余白に付記されている本件検査報告事項案等の記号・番号

本件回答文書の記載事項のうち、発信人の職名、その印影、文書番号、回答の内容及び回答文書の余白に付記されている本件検査報告事項案等の記号・番号

本件仮回答の記載事項のうち、本件回答文書における上記の不開示部分に相当する記載の部分

(イ) 不開示情報該当性

表紙、質問文書、回答文書等に記載されている記号・番号について

検査報告事項案等の記号・番号は、前記ア(イ) (b)において述べたように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

質問文書に記載されている質問の内容及び件名について

本件質問文書に記載されている質問の内容及び件名は、本件検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果等、所見等を示すものである。そして、質問文書は、前記(1)で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断過程の途上にあつて、これに対する回

答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核を成すものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院内及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したのではなく、正式な指摘事項等の素案ともいうべき未成熟なものとして取り扱われているものであると認められる。

したがって、本件説明資料・別冊（照会、回答）に記載されている本件質問文書の内容及び件名は、前記ア(イ)と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

質問文書に記載されている回答を求める旨を記述した文中における実地検査の実施箇所の記載について

本件質問文書には、「実地検査の結果について」という文書全体の表題に続いて、回答を求める旨を記述した文があり、諮問庁では、この文のうち一部を開示し、残りの部分を不開示としている。

当審査会において見分したところ、この不開示とされた部分には、本件検査事項に関して会計検査院が行った実地検査の実施箇所が記載されている。

前記イ(イ)(e)において述べたように、一般に、会計検査院が毎年多数実施している会計実地検査を通じて検査実施箇所ごとに得られた検査の結果について、それらのうちどの検査実施箇所に係るものをある特定の検査事項との関連で援用するかは、受検庁との討議や会計検査院内部の審理・判断過程を通じて取捨選択等が行われ、整理されているものである。そして、本件質問文書に記載されている実地検査の実施箇所は、その後の受検庁との討議や同院内部の審理・判断過程を通じて、取捨選択が行われ整理されることがある未成熟な情報であると考えられる。

しかし、本件質問文書における実地検査の実施箇所に関する記載をみると、実地検査を行った機関の種類が一般名称として記載されているのみであり、具体的な実地検査の実施箇所の個別の名称が記載されているものではない。また、その機関は、後出で開示が妥当と判断している本件質問文書の名あて人が所管している各種の機関をほぼ網羅的に記載しているものであると認められる。

このため、これを開示したとしても、具体的な検査の実施箇所を明らかにしてしまうおそれ又はその記載内容から本件質問文書

に記載されている具体的な検査事項、検査内容等が推知されるおそれはなく、また、討議・検討の内容が公にされることにより会計検査院と受検庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることもできない。

したがって、本件質問文書における実地検査の実施箇所の記載部分は、公にすることにより、上記のようなおそれその他諮問庁が主張するようなおそれが生じるとまではいえないことから、法に規定する不開示情報に該当しないと認められるので、開示することが妥当である。

回答文書等に記載されている回答の内容について

本件回答文書及び本件仮回答に記載されている回答の内容は、本件質問文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、質問文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断過程の途上における未成熟な情報として取り扱われているものであると認められる。

したがって、本件回答文書及び本件仮回答に記載されている回答の内容は、前記と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

質問文書に記載されている名あて人並びに回答文書に記載されている発信人、文書番号等について

本件質問文書及び本件回答文書の発信人、名あて人、文書番号、日付等に係る記載について、諮問庁では、質問文書における発信人の職名及び氏名、文書番号、発信日付等並びに回答文書における名あて人の職名、発信日付及び会計検査院側の受領印の印影を開示し、質問文書における名あて人の職名及び氏名並びに回答文書における発信人の職名、その印影及び文書番号を不開示としている。

これらの記載は、本件質問文書及び本件回答文書の作成、発遣又は受領の客観的事実やその当事者を示す外形的事実であり、必ずしもその後の討議等を通して修正等があり得るという意味での未成熟性を有するものとは言い難い。

一方、ある特定の検査事項に関して受検庁の諸組織のうちどの組織に属するどの職にある者に質問文書を発遣するかは、具体的な検査事項や検査の結果等との関係で会計検査院において個々に判断されているものである。そして、質問文書のあて先等によっ

ては、それを公にすることで、具体的な検査事項、検査内容等を推知されるおそれ又はある特定の検査事項に係る実地検査の具体的な実施箇所を明らかにしてしまうおそれがある場合も考えられる。

しかし、本件質問文書等についてみれば、次のような事情から、上記のようなおそれがあるとまでは認められない。

すなわち、本件の場合、11年に会計検査院が国税庁長官に対する正式な意見表示として発遣し、平成10年度決算検査報告等に掲記している「消費税の滞納の防止策について」という特定の検査事項に関して行った検査に係る行政文書について開示請求が行われたものである。そして、これに対して、処分庁により、本件質問文書等を含む本件説明資料・別冊（照会、回答）等が上記の対象文書に該当するとした上で、一部開示決定が行われている。このため、本件質問文書等が消費税の滞納の問題に関して国税庁との間で取り交わされたものであることは容易に推認し得るものであるといえる。

そして、当審査会において見分したところ、本件質問文書の名あて人であり、本件回答文書の発信人である者は、国税庁において、消費税に関する種々の業務のうち個別特定の事項又は個別特定の箇所を担当する職にある者ではないことが認められる。

したがって、このような状況の下では、上記のような本件質問文書の名あて人の職名及び氏名並びに本件回答文書の発信人の職名及びその印影を開示したとしても、既に明らかとなっている情報に加えて、更に具体的な検査事項、検査内容等が推知されるおそれや、実地検査の具体的な実施箇所を明らかにしてしまうおそれはないと認められる。また、このことから、討議・検討の内容が公にされることにより会計検査院と受検庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることもできない。

以上のことから、本件質問文書における名あて人の職名及び氏名並びに本件回答文書における発信人の職名及びその印影は、公にすることにより、上記のようなおそれその他諮問庁が主張するようなおそれが生じるとまではいえないことから、法に規定する不開示情報に該当しないと認められるので、開示することが妥当である。

一方、本件回答文書の文書番号については、国税庁における特

定の課の略字が付されていることから、これを開示すると、当該課の所掌事務から本件質問文書及び本件回答文書に係る検査事項、検査内容等がある程度推認されるおそれがあると考えられる。

したがって、本件回答文書の文書番号は、前記 及び と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

仮回答に記載されている正式の回答文書における発信人の職名及び文書番号に相当する記載について

本件仮回答については、本件回答文書における発信人の職名及び文書番号に相当する記載が不開示とされている。

これらの記載は、正式な回答文書であれば、前記 において述べたように、外形的事実を示す記載に当たるものであるが、仮回答という文書の中にあっては、これらは正式の回答文書の作成・提出に至った場合にそれに記載されるであろう発信人や文書番号をその時点での見込みに基づいて記載しているものにすぎず、必ずしも、仮回答自体の発信人や文書番号を示しているものではないと考えられる。

したがって、これらの記載は、受検庁において正式な決裁が完了する前に、正式の回答文書においては変更があり得ることを前提に会計検査院に示されているものであって、本件仮回答に係る外形的事実を示す記載ということはできず、これらの記載についても検討中の段階の未成熟なものであると考えられる。

よって、本件仮回答については、本件回答文書における発信人の職名及び文書番号に相当する記載についても、前記 及び と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

エ 基礎資料について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件基礎資料は、本件検査報告事項案等の検査過程において検査担当課が収集又は作成し、当該検査報告事項案等の取りまとめのために使用された資料であり、前記イの説明資料にその目録が記載されているものである。

これらの資料は、上記検査担当課が書式等を指定するなどして受検庁に提出を求めた資料、当該担当課において検査の結果等を分析するなどした資料等で構成されているものである。

また、この基礎資料は、本件検査報告事項案等に係る審理・判断過程において、覆審委員（後出力(1) (e)）による審査等に供されたものである。

本件基礎資料は全部不開示とされている。

(1) 不開示情報該当性

本件基礎資料に含まれる、会計検査院が記載事項、書式等を指定するなどして受検庁に提出を求めた調書や、同院において、本件検査報告事項案等として取りまとめるために検査の結果等を分析するなどした資料等は、同院の検査の着眼点、検査手法、検査ノウハウ等に基づいて収集又は作成されたものであり、これらを端的に読み取ることができるものである。

また、これら以外の、受検庁等において使用している既製の資料等を収集したものについては、その中には広く一般に頒布されているような資料も含まれるなど、当該資料のみを単独で取り出して見た場合には、必ずしも、会計検査院の検査の着眼点等が直ちに読み取れるとはいえないようなものも含まれている。

しかし、これらの資料は、本件検査報告事項案等に係る検査の過程において、多数の実地検査実施箇所等において個々に収集されたものを一定の目的ないし観点、すなわち、当該検査結果を本件検査報告事項案等に取りまとめるための基礎資料として用いる目的ないし観点から整理したものである。したがって、このことを踏まえれば、これらの資料が本件検査報告事項案等の基礎資料であることを明らかにする形で公にされた場合には、そこから検査の着眼点等を読み取ることが不可能であるとはいえない。また、そのような資料を本件検査において収集、使用したということを明らかにすること自体が会計検査院の検査手法又は検査ノウハウを明らかにすることができる。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁等一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講じることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

さらに、本件基礎資料に記載されている情報は、検査対象事項に対する検査状況や検査の結果等が推知できるものであると認められる。このため、これらの情報が公にされると、前記(1)エで述べた会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断過程の不公

表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じることにより、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

そして、前記のように、これらの資料の中には、受検庁等において広く一般に頒布しているような資料も含まれているが、諮問庁では、そのような資料であっても、会計検査院がこれらを検査のために収集することは必ずしも容易でないと説明している。会計検査院の実地検査は限られた人員、日程の下で行われるものであるということ及び前記(3)ア(イ)において述べたように、同院と受検庁とは常に緊張関係にあり、受検庁により不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このようなことも十分に考え得るところである。

したがって、これらの資料がそのまま公にされた場合には、受検庁との信頼が損なわれ、今後の検査に支障が生じるおそれがあることは、他の検査資料の場合と同様であると認められる。

以上のことから、本件基礎資料に記載されている情報は、法第5条第6号イに該当すると認められるので、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

オ 検査官会議議事録について

(7) 本件対象文書の内容・性質

本件検査官会議議事録は、前記アの本件検査報告事項案等を審議した検査官会議の議事録であり、検査官会議の庶務を担当している会計検査院事務総長官房総務課において作成しているもの及び本件検査報告事項案等の提案課において作成したものの2種類がある。

本件検査官会議議事録には、討議の内容及び結論として、本件検査報告事項案に係る検査官会議における各検査官の意見開陳、検査官相互間における討議の内容又は検査官と事務総局の出席者との間の質疑応答の内容として発言順に発言者名及び発言内容が記載されている。

また、本件検査官会議議事録の冒頭には、表題、検査官会議の開催日、件名等の本件検査官会議の開催に関する事項等が記載されて

いる。

本件検査官会議議事録は全部不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

検査官会議における討議の内容及び結論が記載された部分について

(a) 本件検査官会議議事録に記載されている討議の内容等が公になった場合、その記載内容からして、検査官会議における自由かつ率直な討議等に支障が生じるおそれがあることについては前記(3)イ(イ)の中間報告に関する検査官会議議事録の場合と同様であると認められる。

(b) また、本件検査官会議議事録に記載されている討議の内容等が公になると、本件検査報告事項案等やその説明資料の内容に関する情報が公になる結果となることから、前記ア(イ) などと同様のおそれが生じることとなり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件検査官会議議事録に記載されている討議の内容等に関する情報は、法第5条第5号及び第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

検査官会議の開催に関する事項等が記載された部分について

本件検査官会議議事録の冒頭に記載されている表題、検査官会議の開催日、件名等の事項は、本件検査官会議の開催に関する外形的事実を示す事項等であると認められ、前記で検討した検査官会議における討議の内容及び結論が記載された部分の一部を成すものではなく、また、当該内容そのものを具体的に推知することができるような情報ではないから、必ずしも、これと一体を成す情報であるにとらえることはできない。そして、これらの不開示情報該当性については、次のとおりである。

(a) 表題等について

本件検査官会議議事録の冒頭に記載されている表題及びその下の行に記載されている会議の名称を示す記載は、検査官会議議事録である旨を示すものであり、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

したがって、これらは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(b) 検査官会議の開催日について

検査官会議の開催日を示す記載は、本件検査官会議が開催された日付を示すものであって、同会議における審議の状況や内容を推測させるようなものとまでは認められない。

したがって、これを開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められず、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(c) 件名及び関係省庁名について

本件検査官会議議事録のうち、総務課作成分に記載されている件名及び関係省庁名は、検査官会議において可決され、正式な意見表示として発遣された本件意見表示の件名等に基づき記載されているものと認められる。したがって、これらの情報は、審理・判断過程の途上にある未成熟な情報とはいえ、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

よって、これらは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(d) 指摘等の態様、記号・番号等について

本件検査官会議議事録のうち、総務課作成分に記載されている本件検査報告事項案等の指摘等の態様、記号・番号等は、前記(c)の件名等とは異なり、本件検査報告事項案等が検査官会議に提案され、審議された段階での未成熟な情報が記載されているものと認められる。

したがって、これらは、前記ア(イ) (b)において述べたのと同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(e) 審議の開始及び終了時間等について

本件検査官会議議事録のうち、提案課作成分に記載されている審議の開始及び終了時間等は、本件検査官会議の具体的な進行状況を、提案課の説明、質疑応答等の内容ごとに分刻みで記載しているものである。

このような情報が公になると、他の検査報告事項案等に係る会議についての同様の情報と比較することなどによって、本件会議における討議の状況や内容について様々な憶測を生み、そのような憶測に基づいて検査官会議の出席者に外部の不当な圧

力・干渉を招来するおそれがあると認められる。

したがって、本件検査官会議議事録に記載されている審議の開始及び終了時間等に関する情報は、本件検査報告事項案等を審議する検査官会議という法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。よって、これらは、同条第6号該当性について検討するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、前記(a)～(c)において不開示情報に該当しないと認めた情報のうち、たとえば、(b)の検査官会議の開催日については、当該検査官会議が実際にいつ開催されたかを知ることができるものであって、有意の情報であると認められる。

したがって、本件は法第6条第1項ただし書には当たらず、前記(a)～(c)において不開示情報に該当しないと判断した部分については、同項本文の規定により開示することが妥当である。

カ 審議記録について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件審議記録は、前記アの本件検査報告事項案等に関する局委員会第1、2読会から総長審議までの4種類の会議に係る審議の記録である。

このうち、局委員会第1、2読会及び同第3読会に関する審議記録は、要領において作成することとされているものであり、本件検査報告事項案等に係る局委員会の審議の内容等が記録されているほか、当該会議の名称、開催日、出席者等の当該会議の開催に関する事項等が記載されている。

また、調整委員会及び総長審議に関する審議記録は、上記要領に規定はないが、本件検査報告事項案等の提案課において、局委員会の審議記録に準じて作成されたものであり、これらの審議の内容等が記録されているほか、当該会議の名称、開催日等の当該会議の開催に関する事項等が記載されている。

本件審議記録は全部不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

審議の内容及び結論が記載された部分について

(a) これらの審議記録には、「問題点及び審議結果」という項目

名に続く部分等において、各会議における審議の中で問題となった点及びそれに関する出席者の意見、結論等が原則として一問一答形式で具体的かつ詳細に記載されているほか、文書の冒頭部分等において、可決、不問、保留といった当該案件の取扱いに関する当該会議の結論が記載されている。

これらの審議の内容等が公になると、これらの会議の出席者に、外部の不当な圧力・干渉を招来するおそれがあるほか、自己の発言によりその責任が追及されたり、関係者に何らかの影響が及んだりすることなどに対する危惧の念を生じ、出席者の発言に心理的抑制が働くおそれがある。

したがって、これらの審議の内容等に関する情報は、本件検査報告事項案等を審議する局委員会等の各会議という法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。

(b) また、これらの審議の内容等が公になると、本件検査報告事項案等やその説明資料の内容に関する情報が公になる結果となり、前記ア(イ) などと同様のおそれが生じることとなって、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件審議記録に記載されている審議の内容等に関する情報は、法第5条第5号及び第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

会議の開催に関する事項等が記載された部分について

本件審議記録の主として冒頭部分に、要領に規定されている書式に従い又はこれに準じるなどして記載されている表題、会議の名称、本件検査報告事項案等の記号・番号、提案課名、審議年月日、審議の開始及び終了時間、出席者名（委員、覆審委員、覆審幹事、庶務委員及び庶務幹事）等の事項は、本件各会議の開催に関する外形的事実を示す事項等であると認められ、前記 で検討した本件審議の内容及び結論の一部を成すものではなく、また、当該内容そのものを具体的に推知できるような情報ではないから、必ずしも、これと一体を成す情報であるとはとらえることはで

きない。そして、これらの不開示情報該当性については、次のとおりである。

(a) 表題及び会議の名称について

本件審議記録に記載されている表題及び会議の名称（読会名を含む。）を示す記載は、本件各会議が開催された事実及び本件各文書がその審議記録である旨を示すものであり、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

したがって、これらは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(b) 審議年月日について

審議年月日の記載は、本件各会議が開催された日付を示すものであって、同会議における審議の状況や内容を推測させるようなものとまでは認められず、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

したがって、これは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(c) 提案課名について

本件審議記録に記載されている提案課名は、前記ウの説明資料・別冊（照会、回答）等において処分庁により既に開示されているものと基本的に同様の内容の情報であり、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(d) 局委員会第1、2読会の審議記録の余白に記載されている印影等について

本件審議記録のうち、局委員会第1、2読会の審議記録の余白には、同記録を供覧した際の供覧者の職名及び印影が記載されている。

これらのうち、庶務幹事の印影を除く各記載については、本件検査報告事項案等の担当者を示すものなどではないことから、開示したとしても、前記(3)ウ(イ)のようなおそれなどがあるとは認められ。

したがって、これらは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

一方、庶務幹事の印影については、後出(e)における庶務幹事の姓と同様に、法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(e) 出席者等について

本件各審議記録のうち、局委員会第1、2読会及び同第3読会の審議記録には、委員の職名又は姓及びそのうち職名が記載されている者の出欠、覆審委員及び覆審幹事の姓等並びに庶務委員及び庶務幹事の姓が記載されている。

これらのうち、委員（委員長を含む。以下同じ。）については、要領において委員となる者としてあらかじめその官職が指定されている者（以下「指定委員」という。）及び要領により、当該局内の課長、統括調査官等の中から局長の指名により総長が任命する者（以下「指名委員」という。）の2種類がある。そして、指名委員については、局長が必要と認めた場合に、その指名により委員会に出席して、審議に当たることとされている。

本件審議記録においては、指定委員については、その職名のみ又は職名と姓が一体のものとして記載されるとともに、それらの出欠が記載されており、指名委員については、その姓と委員という肩書が一体のものとして記載されている。

これらの記載のうち、指名委員に係る記載を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案等の審議に委員として携わっている事実が明らかになることとなる。

そして、局長の指名により特定の検査報告事項案等の審議に委員として携わった職員が広く一般に知られることとなった場合には、当該年次の審理・判断過程の終了後であっても、当該職員に対して、当該審議の結果に対する責任を追及したり、当該審議の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどして、外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。この結果、審議の内容等に関する情報が外部に流出してしまった場合に翌年次以降の検査報告事項案等の審議における出席者の自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生じるおそれがあることはもちろん、情報が流出しなかった場合でも、当該職員が、このような圧力・干渉を受けることを懸念して、翌年次以降の審議において指名委員等として自由かつ率直な討議を行うことなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

一方、指定委員に係る記載については、要領により、これらの者が本件検査報告事項案等の審議に委員として携わっている

ことは明らかである。したがって、これらの情報を開示したとしても、当該職員に対して、新たに外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれなどがあるとは認められない。

次に、覆審委員及び覆審幹事については、要領によれば、覆審委員は当該局内の総括副長及び副長の中から、覆審幹事は当該局内の総括副長又は副長以外の調査官等の中から、それぞれ局長の指名により、総長が任命するものである。そして、これらの委員又は幹事は、局長から送付されるなどした検査報告事項案等の審査又は調査に当たったり、当該検査報告事項案等が付議される委員会に出席して意見を述べたりすることとされている。

したがって、覆審委員及び覆審幹事に係る記載のうち、それらの姓の記載を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案等の審理に覆審委員又は覆審幹事として携わっている事実が新たに明らかになる。そして、その結果、当該職員に対して外部から不当な圧力・干渉が加えられ、翌年次以降の検査報告事項案等の審議に支障が生じるおそれがあることについては、指名委員の場合と同様であると認められる。

一方、覆審委員及び覆審幹事に関する記載のうち、これらの者に係る情報が記載されているということを目名的に示す記載については、開示したとしても、上記のようなおそれなどがあるとは認められない。

さらに、庶務委員及び庶務幹事については、要領によれば、庶務委員は当該局の監理課の総括副長又は副長である者の中から、庶務幹事は覆審幹事と同様に当該局内の調査官等の中から、それぞれ局長の指名により総長が任命するものである。そして、これらの委員又は幹事は、会議の庶務を担当することとされている。

このうち、庶務幹事に係る記載を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案等の審理に庶務幹事として携わっている事実が新たに明らかになることとなる。庶務幹事は、会議の庶務を担当するにとどまるとはいえ、当該検査報告事項案等が付議される委員会に出席し、その議事を記録する職務にあることから、審議の内容及び結果を詳細に知る立場にある。このため、当該職員に対して、当該審議の内容等に関する情報を得ようと

するなどして、外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。そして、この結果、審議の内容等に関する情報が外部に流出してしまった場合に翌年次以降の検査報告事項案等の審議における出席者の自由かつ率直な討議等に支障が生じるおそれがある点については、指名委員、覆審委員及び覆審幹事の場合と同様であると認められる。

一方、庶務委員に係る記載については、前記のように、要領によれば、庶務委員は当該局の監理課の総括副長又は副長である者の中から任命するとされているが、監理課の総括副長又は副長に該当する者は通常2名程度にすぎないことから、どの職員が庶務委員であるかは、要領により、既に相当程度特定されているといえる。

したがって、このような情報を開示したとしても、当該職員に対して、直ちに新たに外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがあるとまでは認められないことから、翌年次以降の局委員会における検査結果等に対する審議に不当な支障が生じるおそれなどがあるとまでは認められない。

よって、本件審議記録に記載されている出席者名等に関する記載のうち、指名委員の姓（これと一体のものとして記載されている委員という肩書を含む。）並びに覆審委員、覆審幹事及び庶務幹事の姓は、本件検査報告事項案等を審議する局委員会及びそれに先立って行われる同案の審査という法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。したがって、これらは、法第5条第6号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、指定委員の職名、姓及び出欠、覆審委員及び覆審幹事に係る情報が記載されているということを項目名的に示す記載並びに庶務委員の姓は、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(f) 記号・番号について

本件検査報告事項案等の記号・番号は、前記ア(イ) (b)において述べたように、法に規定する不開示情報に該当すると認め

られる。

(g) 審議の開始及び終了時間等について

審議の開始及び終了時間等に関する記載は、前記オ(イ) (e)において述べたのと同様に、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(h) 書式について

以上のほか、本件審議記録のうち、局委員会第1、2読会及び同第3読会の審議記録に記載されている情報のうち、要領で規定された書式に当たる部分(指名委員についての委員である旨の記載を除く。)並びに調整委員会及び総長審議の審議記録に記載されている情報のうちこれに相当する部分は、いずれも要領に定める定型的な書式として明らかである情報又はそれに準じるような情報であると認められる。

したがって、これは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

なお、前記(a)、(b)、(c)、(d)、(e)及び(h)において不開示情報に該当しないと認めた情報のうち、たとえば、(b)の審議年月日については、本件各会議がいつ開催されたかを知ることができるものであって、有意の情報であると認められる。

したがって、本件は法第6条第1項ただし書には当たらず、前記(a)、(b)、(c)、(d)、(e)及び(h)において不開示情報に該当しないと判断した部分については、同項本文の規定により開示することが妥当である。

キ 審査報告書及び覆審報告書について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件審査報告書及び本件覆審報告書は、いずれも要領において作成することとされているものであり、本件審査報告書は、前記アの本件検査報告事項案等に関する調整委員会の審議に際し、その審議に供するため、審査委員が同案に関する審査を行い、その結果等について記載したものである。また、本件覆審報告書は、同案に関する局委員会第1、2読会及び同第3読会の審議に際し、その審議に供するため、覆審委員及び覆審幹事が同案に関する審査を行い、その結果等について記載したものである。

本件審査報告書及び本件覆審報告書には、いずれも、審査の結果が記載されているほか、報告書を作成した審査委員又は覆審委員及

び覆審幹事の姓、審査に関連する諸日付等当該審査の実施に関する事項等が記載されている。

本件審査報告書及び本件覆審報告書は全部不開示とされている。

(1) 不開示情報該当性

審査の結果が記載された部分について

本件審査報告書及び本件覆審報告書には、担当検査課(提案課)の行った調査の内容の適否、本件検査報告事項案等の記述内容的確性等についての審査委員又は覆審委員等の意見が具体的かつ詳細に記載されている。そして、これらの審査結果については、それぞれ、調整委員会及び局委員会において審査委員及び覆審委員等から報告され、提案課からそれに対する弁明が行われるなどして、各会議における審議の対象とされている。

このように、本件審査報告書及び本件覆審報告書に記載されている審査の結果に関する情報は、これらの各会議における審議の内容となっているものであって、前記(1)と同様に、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

審査の実施に関する事項等が記載された部分について

本件審査報告書及び本件覆審報告書の冒頭部分に、要領に規定されている書式に従って記載されている表題、本件検査報告事項案等の記号・番号、提案課名、報告書を作成した審査委員又は覆審委員及び覆審幹事の姓等の事項は、本件審査の実施に関する外形的事実を示す事項等であると認められる。また、本件覆審報告書のうち、局委員会第1、2読会に係るものの余白に記載された提案課名等(2箇所)についても同様である。これらは、前記で検討した審査の結果の一部を成すものではなく、また、当該内容そのものを具体的に推知できるような情報ではないから、必ずしも、これと一体を成す情報であるとはとらえることはできない。そして、これらの不開示情報該当性については、次のとおりである。

(a) 表題について

本件審査報告書及び本件覆審報告書に記載されている表題は、本件各文書が本件各会議に提出される審査報告書及び覆審報告書である旨を示すものであり、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

したがって、これは、法に規定する不開示情報に該当しない

と認められる。

(b) 審議予定日等の諸日付について

本件審査報告書に記載されている審議の予定日及び本件覆審報告書に記載されている当該検査報告事項案等の受理日、審査終了日等の諸日付の記載は、いずれも本件検査報告事項案等の審議を行う調整委員会の開催予定日や、審査の実施に係る諸手続の行われた日若しくは覆審委員等が審査を完了した日を示すものである。このため、これらの情報は、審査の状況や内容を推測させるようなものとまでは認められず、開示したとしても、前記のようなおそれなどがあるとまでは認められない。

したがって、これらは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(c) 提案課名について

提案課名（本件各報告書の冒頭部分各1箇所及び局委員会第1、2読会に係る覆審報告書の余白部分2箇所（これに添えて記載された記号及び数字を含む。））は、前記ア(イ) (c)において述べたのと同様に、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(d) 覆審委員、覆審幹事及び審査委員の姓について

覆審委員、覆審幹事及び審査委員の姓のうち、まず、覆審委員及び覆審幹事の姓については、前記カ(イ) (e)において述べたように、法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、審査委員の姓については、要領によれば、審査委員は、官房の課長、総括副長、副長等の中から、事務総局次長の指名により、総長が任命するものである。したがって、これを開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案等の審理に審査委員として携わっている事実が新たに明らかになる。そして、その結果、当該職員に対して外部から不当な圧力・干渉が加えられ、翌年次以降の検査報告事項案等の審議又は審査に支障が生じるおそれがあることについては、覆審委員等の場合と同様であると認められる。

したがって、審査委員の姓は、覆審委員等の場合と同様に、法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(e) 記号・番号について

本件検査報告事項案等の記号・番号は、前記ア(イ) (b)において述べたように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(f) 書式について

以上のほか、本件審査報告書及び本件覆審報告書に記載されている情報のうち、要領で規定された書式に当たる部分は、要領に定める定型的な書式として明らかな情報であると認められる。

したがって、これは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

なお、前記(a)、(b)、(c)及び(f)において不開示情報に該当しないと認めた情報のうち、たとえば、(b)の審議予定日等の諸日付については、各会議の開催予定日や、審査の実施に係る諸手続の行われた日若しくは覆審委員等が審査を完了した日を知ることができるものであって、有意の情報であると認められる。

したがって、本件は法第6条第1項ただし書には当たらず、前記(a)、(b)、(c)及び(f)において不開示情報に該当しないと判断した部分については、同項本文の規定により開示することが妥当である。

ク ア～ウの決裁用紙について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件決裁用紙は、前記ア～ウの本件検査報告事項案等、説明資料及び説明資料・別冊(照会、回答)を決裁に供した際の決裁用紙である。

本件決裁用紙に記載された情報のうち、本件検査報告事項案等の記号・番号、件名及び決裁欄に押印された決裁印のうちの担当者欄に押印された印影が不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

本件検査報告事項案等の記号・番号及び件名は、それぞれ前記ア(イ) (b)及びイ(イ) (b)において述べたように法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、決裁欄の担当者欄に押印された印影は、本件検査報告事項案等の担当者の印影であると認められ、前記(3)ウ(イ) において述べたように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ケ 検査官会議議題について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件検査官会議議題は、前記アの本件検査報告事項案等に関する検査官会議が開催された日における同会議の議題（予定）を一覧表の形で記載したものである。

本件検査官会議議題に記載された情報のうち、各検査報告事項案等の記号・番号及び議案番号並びにそれぞれの案件の提案課名を示す記載が開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

記号・番号について

各検査報告事項案等の記号・番号は、前記ア(イ) (b)において述べたのと同様に、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

提案課名について

本件検査官会議議題には、本件検査報告事項案等だけでなく、計10件の検査報告事項案等が記載されており、それぞれについて、その提案課名が記載されている。この各検査報告事項案等の提案課を示す記載を公にした場合には、当該課が当該年次において検査官会議に検査報告事項案等を提案したという事実が明らかになるばかりか、探索的に開示請求がなされた場合には、当該年次において検査官会議に提出された検査報告事項案等の課ごとの総件数が明らかになることとなる。そして、この件数と、検査官会議によって可決され、会計検査院の正式の指摘事項等として決算検査報告に掲記された件数とを比較すれば、検査官会議に提案されながら可決されなかった検査報告事項案等の課ごとの件数が明らかになる。

このような情報が明らかになると、前記オ(イ) (a)と同様に、検査官会議における自由かつ率直な討議等に支障が生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件検査官会議議題に記載されている各検査報告事項案等の提案課名は、法第5条第5号に該当すると認められるので、同条第6号該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、本件検査報告事項案等の提案課名については、前記ア(イ) (c)において述べたように、それ自体は、本件開示請求の対象

に含まれる別の文書中において処分庁により既に開示されているものと同様の情報である。

しかし、本件検査官会議議題においては、前記のように、計10件の検査報告事項案等が記載されており、原処分では、そのうちどれが本件検査報告事項案等であるかは明らかにならないようにした上で、各検査報告事項案等の指摘等の態様を示す情報を開示している。このような状況の下で、本件検査官会議議題における本件検査報告事項案等の提案課名の記載を開示したとすると、結果的に、本件検査報告事項案等が検査官会議に提案され、審議された段階において、どのような指摘等の態様のものとされていたかという不開示情報の内容が明らかになってしまうこととなる。

したがって、本件検査官会議議題における本件検査報告事項案等の提案課名については、開示することは妥当でない認められる。

議案番号について

議案番号は、検査報告事項案等のみに限らず、当該年次において検査官会議に提案された種々の議決事項に一連の番号として付されているものである。

したがって、これを開示したとしても、本件検査官会議における討議の内容を推測させたり、あるいは、特定年次における特定検査課の検査報告事項案等の提案件数を推測させたりするとは認められず、前記のようなおそれなどがあるとは認められない。

よって、これは、法に規定する不開示情報に該当しないと認められるので、開示することが妥当である

コ 検査の観点別分類表について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

本件検査の観点別分類表は、前記ケの本件検査官会議議題の参考資料として、これとともに配付された文書であり、表題、本件検査官会議の開催日の記載のほか、各検査報告事項案等ごとに、事項、記号・番号、観点及び批難態様の区分が記載されている。

本件の検査の観点別分類表に記載された情報のうち、事項、記号・番号、観点、批難態様の区分の各欄に記載された内容が不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性

事項欄の記載は当該検査報告事項案等が不当事項、改善処置済事項、意見表示等のいずれの事項のものとして提案されているかを、記号・番号欄の記載は当該検査報告事項案等の記号・番号を、観点欄は当該検査報告事項案等が合規性、経済性・効率性、有効性等のいずれの観点からの指摘等として提案されているかを、また、批難態様の区分欄は、更に具体的に、当該検査報告事項案等が過大交付、運営不適切等のいずれの批難態様からの指摘等として提案されているかをそれぞれ示すものである。

これらの情報は、いずれも会計検査院の審理・判断過程の途上にある未成熟な情報であると認められる。

したがって、本件検査の観点別分類表に記載されている各検査報告事項案等の事項、記号・番号、観点及び批難態様の区分を示す情報は、前記ア(イ) などと同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

サ 回答の処理方針に係る文書について

(ア) 本件対象文書の内容・性質

回答の処理方針に係る文書は、会計検査院が、その発遣した質問文書に対する受検庁の回答文書を受領したときに作成されるものであり、本件検査事項に係る質問文書に記載された検査の結果等を検査報告事項案等として提案するかどうかなどの方針を記載し、担当局長の決裁を得るものである。

本件の回答の処理方針に係る文書は、決裁欄及び処理方針欄から成る決裁用紙と、回答文書の原本及び質問文書の写しにより構成されている。

本件の回答の処理方針に係る文書に記載された情報のうち、については、決裁欄の担当者の印影並びに処理方針欄の回答文書の文書番号、処理方針及び担当者名の一部の記載が開示とされている。

また、については、そのうち、回答文書の原本については前記ウ(ア) の回答文書と同様の部分(ただし、本件の回答文書の原本には本件検査報告事項案等の記号・番号は付記されていないので、これに係る部分は除く。)が、質問文書の写しについては、前記ウ(ア) の質問文書と同様の部分がそれぞれ不開示とされている。

(イ) 不開示情報該当性について

決裁用紙について

決裁欄の担当者の印影及び処理方針欄の担当者名の一部につい

ては、それぞれ本件検査報告事項案等の担当者の印影又は姓の記載であると認められ、前記(3)ウ(イ)において述べたように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、処理方針欄の回答文書の文書番号は、前記ウ(イ)において述べたように、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

さらに、処理方針欄の処理方針については、本件検査報告事項案等の記号・番号や件名等を示して、本件検査の結果等が検査報告事項案等として提案されていることが全体として一文で記載されている。これらの記号・番号や件名が法に規定する不開示情報に該当することは、それぞれ前記ア(イ) (b)及びイ(イ) (b)において述べたとおりであるので、これらを含む本件処理方針を記載した一文は、全体として法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

回答文書の原本及び質問文書の写しについて

本件文書に含まれている回答文書及び質問文書の記載内容は、それぞれ前記ウの説明資料・別冊(照会、回答)に含まれている回答文書(正式回答文書)及び質問文書のそれと同一であると認められる(ただし、前記のように、本件文書中の回答文書には本件検査報告事項案等の記号・番号は付記されていない。)

したがって、前記ウ(イ) ~ において述べたのと同様に、本件文書に含まれている回答文書における発信人の職名及び印影並びに質問文書における名あて人の職名、氏名及び実地検査の実施箇所の記載を開示することが妥当である。

(5) 研修実施記録表について

ア 本件対象文書の内容・性質

本件研修実施記録表は、租税検査各課が合同で実施した専門実習研修につき、その実施内容を研修官に対して報告するために作成されたものであり、同表本体には、研修の目的、実施時期、実施場所、研修員選択の範囲、人員、科目、研修方法、講師名、経費等が記載されている。

また、同表には、専門実習研修出席表が添付されており、課名、研修員の氏名及びその者の出席印の印影又は署名が記載されている。

本件研修実施記録表に記載された情報のうち、同表本体については、講師の姓が、本件専門実習研修出席表については、研修員のうち一部

の者の氏名、その印影等が不開示とされている。

イ 不開示情報該当性

(ア) 研修実施記録表（本体）について

本件専門実習研修は、租税検査各課に所属し（併任を含む）、租税に関する検査に従事している職員を対象に実施されたものであり、税目ごとに科目が設けられ、各科目ごとに会計検査院の職員が講師となっていることが認められる。そして、諮問庁では、本件専門実習研修の講師は当該税目の検査に通曉した職員が務めていると説明しており、これを公にした場合には、当該税目の検査に通曉している職員を特定することができることとなると認められる。

本件専門実習研修は、6、7及び11年度に実施されたものであり、当該研修は既に終了しているが、特定の分野に通曉している職員が受検庁はじめ広く一般に知られるところとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講じるなど、翌年次以降の厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件研修実施記録表（本体）に記載されている講師の氏名は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められる。よって、これは、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 専門実習研修出席表について

本件専門実習研修出席表に記載されている研修員の氏名及びその印影又は署名のうち不開示とされているものは、いずれも調査官補又は事務官の氏名及びその姓を記載した印影又は署名であると認められる。

したがって、前記(3)ウ(イ)と同様に、本件専門実習研修出席表に記載されている研修員の氏名及びその印影等のうち不開示とされているものは、法第5条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、本件専門実習研修出席表のうち、7年度のものについては、上記の氏名等に加えて、氏名欄に記載されている所属課名の記載の一部が不開示とされていることが認められる。

しかし、これは、当該記載に引き続いて記載されている研修員の

所属課名を集合的ないし項目名的に表示しているものであって、法第5条第1号に規定する「個人に関する情報」には該当しないと認められる。

したがって、本件専門実習研修出席表のうち、7年度のものに記載されている研修員の所属課名は、法に規定する不開示情報に該当しないと認められるので、開示することが妥当である。

(6) 専門実習研修テキスト「消費税研修（指摘事例集）」について

ア 本件対象文書の内容・性質

本件専門実習研修テキスト（指摘事例集）は、租税検査各課がその所属する職員に対して実施した消費税の検査に関する専門実習研修に使用する教材として作成され、研修員に配付されたものである。

本件専門実習研修テキストに記載された情報のうち、表紙に担当者として記載された者の姓及び目次以下のテキストの内容に係る部分が不開示とされている。

イ 不開示情報該当性

(ア) 担当者の姓について

諮問庁では、本件専門実習研修テキストの表紙に担当者として記載されている者は、消費税の検査に通曉していることから当該研修の講師となった者であると説明している。このため、これを公にした場合には、消費税の検査に通曉している職員を特定することができることとなると認められる。

したがって、本件専門実習研修テキストの表紙に担当者として記載されている者の姓は、前記(5)イ(ア)と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) テキストの内容の部分について

本件専門実習研修テキストの内容の部分においては、消費税に係る過去の検査における具体的な指摘事例が態様別に整理され、当該事態の発見の端緒、着眼点等が記載されているほか、その理解に資するための資料が添付されている。また、その冒頭には、目次が付されており、当該目次の項目は検査の着眼点が端的に分かるような記載がなされている。

このため、上記の指摘事例に関する情報（目次を含む。）が公になると、会計検査院の検査における指摘事態の発見の端緒、着眼点等を受検庁はじめ広く一般に対し告知する結果となり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件専門実習研修テキストの内容の部分は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められる。よって、これは、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(7) ゼミナール研修レポートについて

ア 本件対象文書の内容・性質

ゼミナール研修は、検査能力の充実及び向上を図ることを目的として行われるものであり、研修員が過去の事例にとらわれない自由な視点から当該分野の検査に係る意見をレポートに取りまとめ、その発表の際に講師及び研修員相互間において自由闊達な議論を行うものとされている。

そして、諮問庁の説明によれば、そのレポートは、当該研修における発表の際、講師及び他の研修員に配付されるほかは、配付、公表等はなされておらず、また予定もされていないものであるとのことである。

本件ゼミナール研修レポートは、ゼミナール研修に参加した研修員のレポートのうち、消費税の検査にかかわる事項を取り上げたもの4件である。

本件レポートは全部不開示とされている。

イ 不開示情報該当性

当審査会において見分したところ、本件各レポートは、具体的な検査事例を取り上げるなどして、消費税に係る検査の着眼点、消費税制度のあり方などに関して、各研修員が個々にその考え方を取りまとめているものである。そして、そこで示されている意見は、従来 of 検査のあり方に対する率直な反省ないし批評や法令・制度に対する各研修員個人の忌憚のない意見等にも及んでいることが認められる。

このように、本件各レポートは、それぞれその全体として、執筆者である各研修員の個人的視点、経験、価値判断等を色濃く反映したものであると認められる。

前記のように、ゼミナール研修は、研修員が自由な視点から意見を述べ、自由闊達な議論を行うことにその意義があるものである。ところが、そのレポートが公にされた場合には、研修員が自由な視点から

検査に関する意見をレポートに取りまとめることを躊躇することとなり、研修内容の質的低下を招き、研修効果が阻害されるなど、会計検査院が行う研修事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

なお、仮に各レポートを執筆した研修員の氏名を不開示としたとしても、本件各レポートの内容には、当該研修員の経歴やその経験に基づく記載が随所に見受けられることから、各年度におけるゼミナール研修の研修員の数が少数であることもあって、当該レポートの内容自体からそれを執筆した研修員が推知される可能性がある。

したがって、本件ゼミナール研修レポートに記載された情報は、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が「行う事務」に関する情報であって、公にすることにより、「研修員各人が自由な視点からレポートを取りまとめ、自由闊達な議論を行うことを目的とする研修という「当該事務」の性質上」、その「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められる。よって、これは、同条第2号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(8) ゼミナール研修テキスト（参考資料編）のうち「消費税の検査に係る着眼点と検査手法」に関する部分について

ア 本件対象文書の内容・性質

本件対象文書は、10年度に実施されたゼミナール研修（租税分野）の講師が作成したテキスト（参考資料編）のうち、会計検査院における「消費税の検査に係る着眼点と検査手法の研究」の経緯、内容に係る部分である。これは、具体的には、上記講師とは別の消費税の検査に通曉した職員が執筆し、会計検査院内限りとして配付されている雑誌に掲載された論文をそのまま引用したものである。

本件テキストは全部不開示とされている。

イ 不開示情報該当性

本件テキストとされている論文は、一連の3編の論文から成っており、それぞれ論文の内容、表題及び執筆者名で構成されているものと認められる。そして、これらの不開示情報該当性については次のとおりである。

(ア) 論文の内容の部分について

本件論文の内容の部分には、消費税の検査に関し、具体的な検査の着眼点、検査方法等が記載されている。

したがって、本件論文の内容の部分は、前記(6)イ(イ)と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 論文の表題について

本件各論文の冒頭に記載されている表題(3箇所)については、消費税の検査に関する論文である旨を示すものであり、具体的な検査の着眼点や検査手法等本件論文の内容が推測できるものとは認められない。

したがって、本件表題は、本件論文の内容を具体的にうかがい知ることができるなど論文の内容と密接不可分で一体を成すものとまでいうことはできず、これを開示したとしても上記(ア)のようなおそれなどがあるとまでは認められない。

よって、本件論文の表題は、法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

他方、本件論文の内容を具体的にうかがい知ることができるものではないとはいえ、本件論文がどのような表題を付されたものであるかということは、それ自体有意の情報であると認められる。

したがって、本件は法第6条第1項ただし書には当たらず、本件表題については、同項本文の規定により開示することが妥当である。

(ウ) 論文の執筆者名について

本件論文は、消費税の検査に通曉した会計検査院の職員が、他の職員が行う消費税に関する検査に資するために執筆し、同院内の職員に配付されたものであり、この執筆者名を公にした場合には、消費税の検査に通曉した職員を特定することができることとなると認められる。

したがって、本件論文の執筆者名は、前記(5)イ(ア)と同様に、法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 事務又は事業の適正性について

審査請求人は、本件意見表示は、納税義務者である事業者にとって、消費税は消費者からの預り金的な性格を有するとの「誤った認識」を前提としていることに加え、表示している改善の意見の内容にも行政庁の裁量権の逸脱・濫用に及ぶようなものがあるなど、これに係る検査業務は、法第5条第6号に規定する事務又は事業の「適正な遂行」に当たらず、本件行政文書に同号を適用することはできないなどと主張している。

しかし、憲法及び法律によって会計検査院に負託された検査の業務をどのように遂行し、検査の結果をどのように処理するかは、基本的には、同

院の専門的裁量判断に委ねられていると解される。そして、本件に係る検査について、会計検査院の処理・判断が明らかに違法ないし不適正であると断すべき特段の事情も認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

5 裁量的開示について

審査請求人は、開示請求1に関する文書は、会計検査院が違法ないし不適正な意見表示等を行った基礎的文書であるから、その多くは、法第7条に規定する「公益上の理由による裁量開示」の要件である「公益上特に必要があると認めるとき」に該当するものと考えられることから、会計検査院は、法第7条に規定する「公益上の理由による裁量開示」の可能性がないか検討すべきであると主張している。

しかし、前記4のとおり、本件に係る検査について、会計検査院の処理・判断が明らかに違法ないし不適正であると断すべき特段の事情も認められない。

したがって、審査請求人の主張は、その前提を欠くものであり、これを採用することはできない。

6 本件一部開示決定等の妥当性

以上のことから、開示請求2に係る行政文書として、諮問庁が5年度以降に行われた研究に関して作成された文書のみを特定したことは妥当であり、また、開示請求1及び開示請求2に係る行政文書として諮問庁が特定した前記第1(1)～(7)の文書のうち、(1)、(3)、(4)及び(7)の文書については、諮問庁が開示していない部分のうち、別表に掲げる部分を開示することが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開審査会

委員 碓井 光明

委員 隅田 一豊

委員 五代利矢子

(別表)

区分	開示することが妥当な部分
検査計画に関する文書（開示請求1関係。平成14年諮問第5号）	
検査計画（案）及び説明資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・検査計画（案） 	<ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・担当課名
検査報告提案審議に関する文書（開示請求1関係。平成14年諮問第7号）	
検査報告事項案等	
<ul style="list-style-type: none"> ・局委員会第1、2読会案 ・同第3読会案 	<ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・提案課名 ・担当副長の姓 ・覆審委員、覆審幹事及び担当者に関する情報が記載されているということを項目名的に示す記載
<ul style="list-style-type: none"> ・局最終案 	<ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・提案課名
<ul style="list-style-type: none"> ・総長審議案 	<ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・提案課名 ・印影
説明資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・局委員会第1、2読会用 ・同第3読会用 	<ul style="list-style-type: none"> ・目次の大項目「第3」として記載されている項目 ・目次であることを示す記載 ・担当副長の姓及び職名 ・実地検査施行年月日 ・主任官 ・回答文書の受領年月 ・回答文書の文書番号を記載すべきことを示す書式 ・局委員会への提出年月日 ・提案課名 ・照会発遣年月日 ・質問文書の文書番号 ・表紙の上部の記載のうち要領で規定された書式に当たる部分（表題を除く。）

<ul style="list-style-type: none"> 調整委員会及び総長審議用 	<ul style="list-style-type: none"> 目次の大項目「第3」として記載されている項目 目次であることを示す記載 担当副長の姓及び職名 実地検査施行年月日 主任官 回答文書の受領年月日 局委員会への提出年月日 提案課名 照会発遣年月日 質問文書の文書番号 表紙の上部の記載のうち要領で規定された書式に当たる部分（表題を除く。）
<ul style="list-style-type: none"> 検査官会議用 	<ul style="list-style-type: none"> 目次の大項目「第3」として記載されている項目 目次であることを示す記載 担当副長の姓及び職名 実地検査施行年月日 主任官 回答文書の受領年月日 局委員会への提出年月日 提案課名 照会発遣年月日 質問文書の文書番号 当該資料が提出、使用された会議の名称を示す記載（2箇所。両箇所間に記載された符号を含む。） 表紙の上部の記載のうち要領で規定された書式に当たる部分（表題を除く。）
<p>検査報告事項案等の説明資料・別冊(照会、回答)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 局委員会第1、2読会用 同第3読会用 	<ul style="list-style-type: none"> 質問文書の実地検査の実施箇所 質問文書の名あて人の職名及び氏名
<ul style="list-style-type: none"> 調整委員会及び総長審議用 検査官会議用 	<ul style="list-style-type: none"> 質問文書の実地検査の実施箇所 質問文書の名あて人の職名及び氏名 回答文書の発信人の職名及びその印影
<p>検査官会議議事録</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 総務課作成分 	<ul style="list-style-type: none"> 表題 表題の下の行に記載されている会議の名称を示す記載 検査官会議の開催日 件名及び関係省庁名
<ul style="list-style-type: none"> 提案課作成分 	<ul style="list-style-type: none"> 表題 検査官会議の開催日

審議記録	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 局委員会第1、2読会分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題 ・ 会議の名称を示す記載 ・ 審議年月日 ・ 提案課名 ・ 余白に記載されている職名及び印影（庶務幹事の印影を除く。） ・ 指定委員の職名、姓及び出欠 ・ 覆審委員及び覆審幹事に係る情報が記載されているということを項目名的に示す記載 ・ 庶務委員の姓 ・ 要領で規定された書式に当たる部分（指名委員についての委員である旨の記載を除く。）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 局委員会第3読会分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題 ・ 会議の名称を示す記載 ・ 審議年月日 ・ 提案課名 ・ 指定委員の職名、姓及び出欠 ・ 覆審委員及び覆審幹事に係る情報が記載されているということを項目名的に示す記載 ・ 庶務委員の姓 ・ 要領で規定された書式に当たる部分（指名委員についての委員である旨の記載を除く。）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整委員会分 ・ 総長審議分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題 ・ 会議の名称を示す記載 ・ 審議年月日 ・ 提案課名 ・ 要領で規定された書式に相当する部分
審査報告書及び覆審報告書	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査報告書 ・ 覆審報告書 （局委員会第3読会用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題 ・ 審議予定日等の諸日付 ・ 提案課名（冒頭部分1箇所） ・ 要領で規定された書式に当たる部分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 覆審報告書 （局委員会第1、2読会用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題 ・ 審議予定日等の諸日付 ・ 提案課名（冒頭部分1箇所及び余白部分2箇所（これに添えて記載された記号及び数字を含む。）） ・ 要領で規定された書式に当たる部分

	検査官会議議題	・ 議案番号
	回答の処理方針に係る文書	・ 回答文書における発信人の職名及び印影 ・ 質問文書における名あて人の職名、氏名及び実地検査の実施箇所
研修実施記録表（開示請求2関係。平成14年諮問第8号）		
	専門実習研修出席表（7年度）	・ 氏名欄に記載されている所属課名
ゼミナール研修テキスト（参考資料編）のうち「消費税の検査に係る着眼点と検査手法」に関する部分（開示請求2関係。平成14年諮問第11号）		
	ゼミナール研修テキスト（参考資料編）のうち「消費税の検査に係る着眼点と検査手法の研究」に関わる部分（平成10年度）	・ 各論文の表題（3箇所）